

別冊①

下関市教育委員会  
議案第60号

第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画について  
上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

下関市教育委員会  
教育長 児玉 典彦

第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画について  
第3期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を別紙のとおり定める。

提案理由  
新たに第3期計画を定めるため。



# **下関市立学校適正規模・適正配置基本計画**

**(第3期計画期間：令和2年度～令和6年度)**

**令和2年11月**

**下関市教育委員会**

# 目 次

## はじめに

I 計画策定の趣旨等	1
1 適正化の必要性と計画策定の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 計画の期間	1
4 計画の見直し	1
II 市立小・中学校の状況	2
1 小・中学校の現状	2
2 小・中学校の将来推計	4
III 適正化の基本的な考え方	7
1 適正な規模について	7
2 適正規模の基準	7
3 適正な配置について	8
4 適正配置の基準	8
IV 適正化の具体的な方策	9
1 適正化の検討対象校・優先対象校	9
2 地域区分別の優先対象校	10
3 適正化の手法	11
4 適性化の組み合わせ	11
V 適正化の実施に関する事項	13
1 学校統合の実施	13
2 小中一貫教育の推進	14
3 地域性を生かした小規模校への取組	15
VI 適正化における留意事項	17
VII 資料編	
・学校の適正規模・適正配置に関する関係法令（抜粋）	
・学校規模別教職員配置の標準（例）	
・適正化モデル毎のシミュレーション	
・市立小学校一覧／市立中学校一覧	
・市立小・中学校配置図（令和2年度）	

## はじめに

全国的な少子化の中、本市においても、市立小・中学校で学校の小規模化が進み、児童生徒の人間関係の固定化や多様な価値観とのふれあいの減少、学級数の減少に伴う教職員数の減少など、教育上又は学校運営上の様々な課題が指摘されています。

下関市教育委員会では、こうした課題を克服し、子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを目的に、平成21年5月に下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第1期計画」という。）を策定し、下関市での市立小・中学校の適正規模・適正配置の取組を進めてきました。

平成27年8月には、第2期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、平成28年4月に殿居小学校と豊田中小学校を、平成29年4月に神田小学校（西神田町5-1）と桜山小学校を、令和元年4月に神玉小学校、神田小学校（豊北町大字神田2519-1）及び滝部小学校を統合しました。

こうした中、第2期計画の策定から約4年が経過し、また、同計画の計画期間が令和元年度で終了するに当たり、改めて市立小・中学校の適正な規模及び配置を検討することとし、令和元年度に教育委員会の附属機関として下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置しました。市立小・中学校の現状や最新の児童生徒数の将来推計、国・県の動向等を踏まえ、令和元年12月から5回にわたる審議の末、令和2年8月に同検討委員会より答申を受けました。

このたび、答申を踏まえるとともに、文部科学省の手引等も参考に検討し、第3期の下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定しました。

## I 基本計画策定の趣旨等

### 1 適正化の必要性と計画策定の趣旨

学校規模や配置の適正化を考える上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育を行う小・中学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

そのためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましく、一定の学校規模を確保することが必要と考えています。

また、学校は、地域によっては防災拠点や文化・スポーツ活動拠点などの側面を持っており、学校規模や配置の適正化は、保護者や地域住民の理解と協力に基づいて実施することが重要です。

このような観点を踏まえ、市立小・中学校の規模や配置の適正化について、基本的な考え方や具体的な方策を示し、保護者や地域住民、行政が一体となってその取組を円滑に進めるため、下関市立学校適正規模・適正配置基本計画を策定します。

### 2 計画の目的

少子化に伴い、市立小・中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち一人ひとりの「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を実現することを目的とします。

### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### 4 計画の見直し

国や県の教育制度改革や学級編成基準の見直し、宅地造成や集合住宅の建設に伴う児童生徒数の大幅な増加など、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部又は全部を改定することができます。

なお、計画期間の中間年度にあたる令和4年度には、最新の人口データ等を基に、児童生徒数の将来推計を行い、計画見直しの必要性を検討します。

## II 市立小・中学校の状況

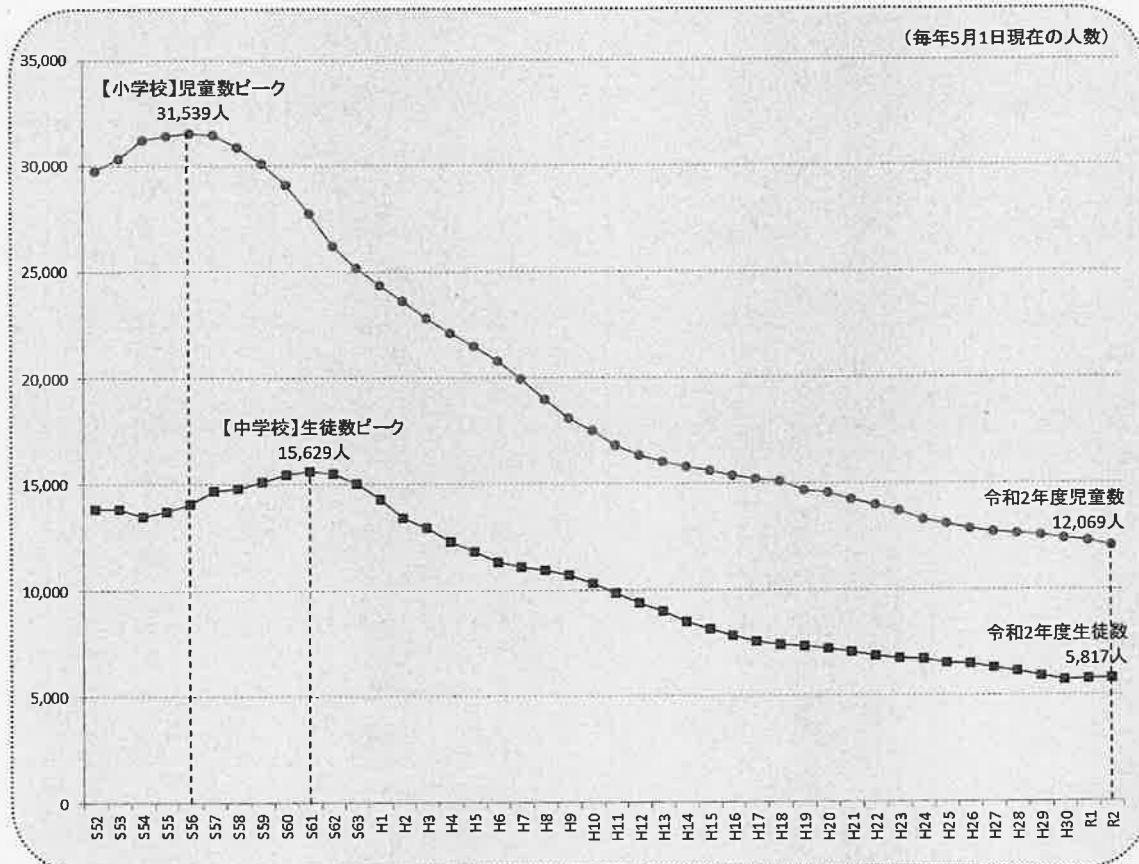
### 1 小・中学校の現状

#### (1) 児童生徒数の現状

市立小学校の児童数は、昭和56年度の児童数31,539人をピークに減少の一途をたどり、令和2年5月1日現在、12,069人となっています。

また、市立中学校の生徒数は、昭和61年度の生徒数15,629人をピークに減少を続け、令和2年5月1日現在、5,817人となっています。

児童生徒数は、ピーク時と比較して、約38%と大幅に減少しています。



#### (2) 学校数の現状

市立小・中学校数については、児童生徒数が増加から減少傾向へと転換した昭和50年から60年代以降も、宅地開発等に伴う旧下関市郊外の人口増加にあわせて分離新設が行われ、平成2年に、市立小学校56校、市立中学校27校と、ピークを迎えました。

その後、平成17年の市町合併前後に、豊浦町等で、少子化や校舎の老朽化による市立小中学校の統廃合が実施されたことから、第1期計画を策定した平成21年度時点では、市立小学校54校、市立中学校23校でした。

第2期計画を策定した平成27年8月時点では、市立小学校51校、市立中学校22校となり、令和2年4月1日現在は、市立小学校44校、市立中学校22校となっています。

### (3) 学校規模の現状

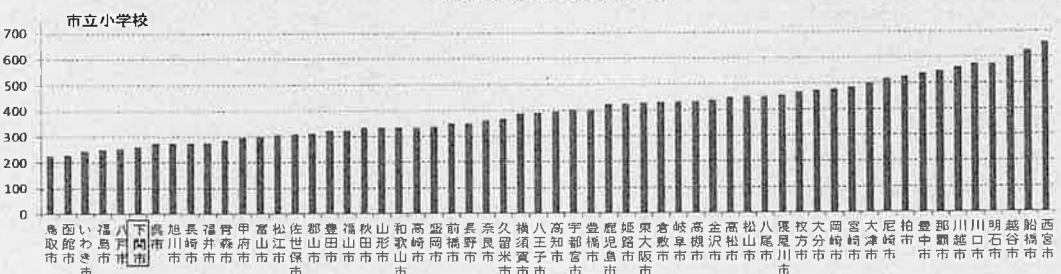
第2期計画以降、小学校については統合により7校減少したことから、1学校当たりの児童数は若干の増加がみられるものの、児童生徒数の大幅な減少により、学校の小規模化が進行している状況です。

令和2年5月1日現在、市立小学校1校当たりの児童数は274人、市立中学校1校当たりの生徒数は264人となっており、中核市の中でも下位に位置している状況です。

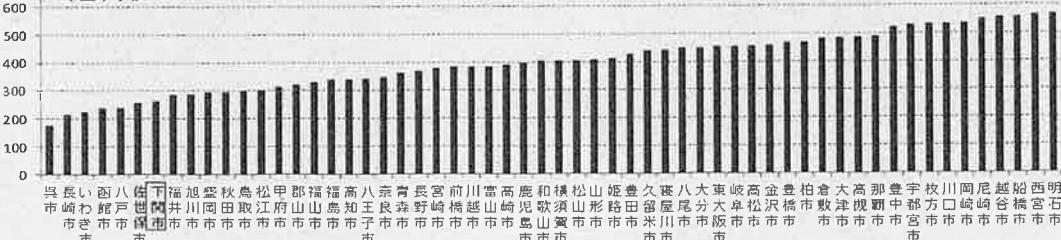
### 市立小・中学校の1学校当たりの児童生徒数

市立小学校				市立中学校			
年度	児童数	学校数	1学校当たりの児童数	年度	生徒数	学校数	1学校当たりの生徒数
令和2年度	12,069人	44校	274人	令和2年度	5,817人	22校	264人
昭和56年度 (児童数ピーク)	31,539人	52校	607人	昭和61年度 (生徒数ピーク)	15,629人	26校	601人

#### 中核市の1校当たりの児童生徒数



市立中学校



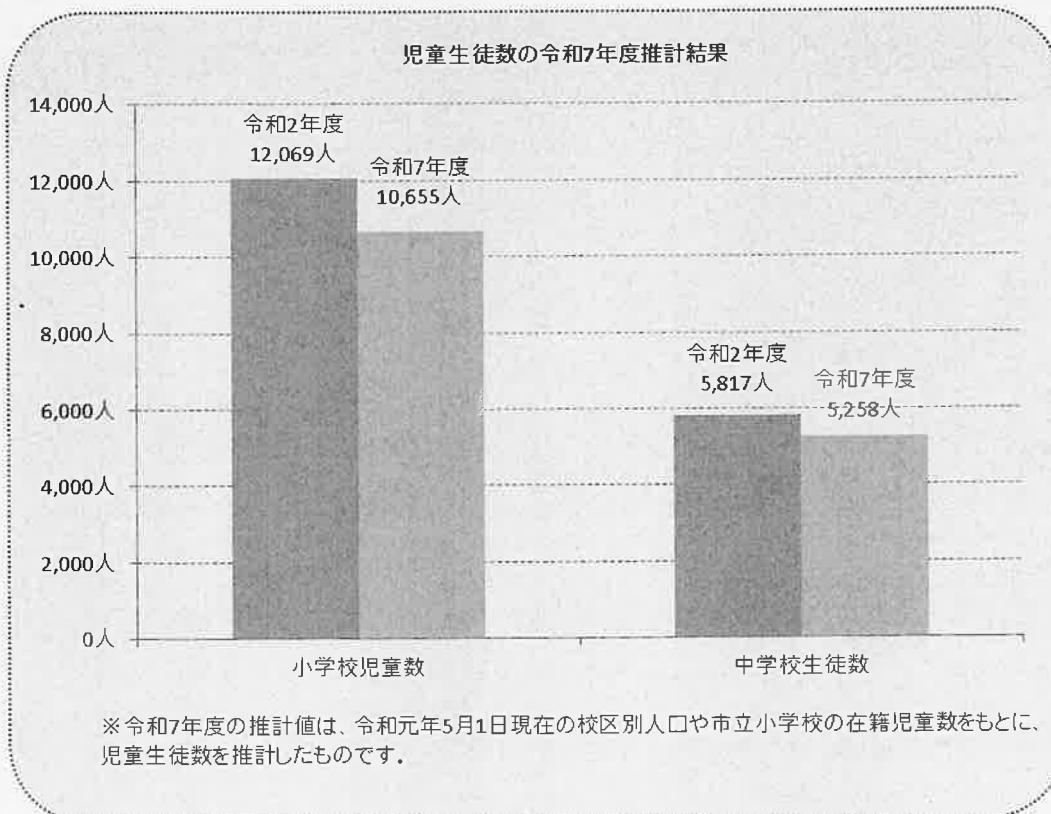
## 2 小・中学校の将来推計

### (1) 児童生徒数の将来推計

本市の児童生徒数について、令和元年5月1日現在の校区別の人ロや在籍児童数等をもとに令和7年度の児童生徒数を推計した場合、市立小学校の児童数が10,655人、市立中学校の生徒数が5,258人と、引き続き減少することが見込まれます。

また、本市の人口については、国立社会保障・人口問題研究所がとりまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」において、平成27年から令和27（2045）年までの30年間（5年ごと）の男女年齢（5歳）階級別の将来人口の推計が示されています。この中で、本市の人口は、平成27年の268,517人から令和27年には181,656人にまで減少すると推計されています。

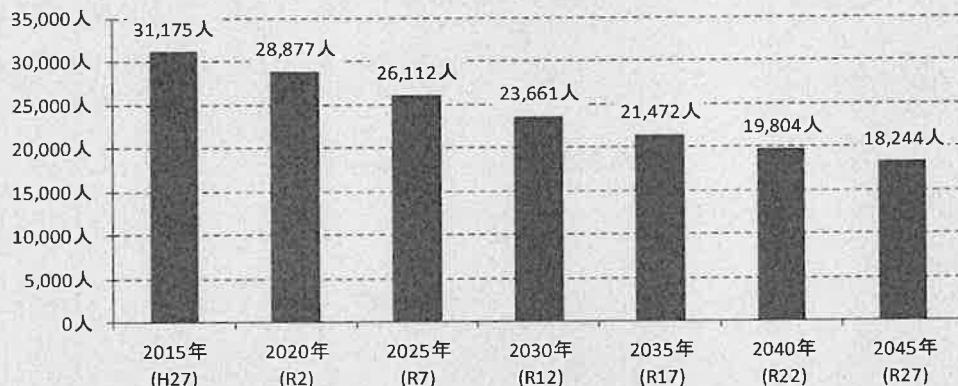
このうち、0歳から14歳までの人口は、令和2年の28,877人から令和27年には18,244人になると推計されており、これは、令和2年からの25年間で、約37%も減少するというものです。



下関市の将来推計人口

	2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)
総 数	268,517人	255,147人	240,596人	225,685人	210,671人	195,797人	181,656人
うち 0～14歳	31,175人	28,877人	26,112人	23,661人	21,472人	19,804人	18,244人

(0～14歳人口の推移)



出典:「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

## (2) 学校規模の将来推計

令和7年度まで学校数に変化が無かった場合、市立小学校1学校当たりの児童数は242人、市立中学校1学校当たりの生徒数は239人と推計されます。

次ページの令和7年度の推計結果を学校ごとにみた場合、市立小学校では、複式学級が編制される5学級以下の学校が10校と見込まれています。市立中学校では、学年によってクラス替えができない1学級のみの編制となる5学級以下の学校が9校と見込まれています。

児童生徒数の減少は、令和7年度以降も続くことが予想されており、小規模校の増加とともに、過度に小規模化した学校では、教頭や養護教諭、学校事務職員が未配置となるなど教育環境への影響が懸念されます。

将来にわたり義務教育の機会均等や水準の維持・向上を図る観点から、地域の実情に応じた市立学校の規模や配置の適正化を検討し、これを実行していくことが求められています。

## 学級数別の学校数と児童・生徒数（令和7年度推計結果）

(備考)

- ・児童生徒数は、令和元年5月1日現在の校区別人口や市立小学校の在籍児童数等を基に推計したものです。
  - ・推計において、校区外通学による児童生徒数の変動は考慮していません。
  - ・学級数は、特別支援学級を除いたものになります。

### **III 適正化の基本的な考え方**

#### **1 適正な規模について**

義務教育段階の学校は、教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。こうした教育効果を十分に發揮するためには、一定の規模の児童生徒集団やバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましく、このようなことから、一定の学校規模を確保することが必要となります。

#### **2 適正規模の基準**

前記1に基づき、適正規模の基準については、次のとおりとします。

##### **【学校の適正規模】**

分類	全校学級数
小学校	12学級～24学級
中学校	12学級～24学級

##### **〈考え方〉**

- 前提条件としての1学級当たりの児童生徒数は、山口県の基準（小・中学校の全学年：1学級35人）に基づくものとします。
- 人間関係の固定化を避けるため、小・中学校ともに、クラス替えができる規模（小学校12学級以上、中学校6学級以上）を確保する必要があると考えます。
- 中学校は教科担任制であり、指導方法の工夫改善や校内研究体制の充実を図るために、同じ教科の教員を一定の規模で複数配置できる12学級（1学年に4学級）以上が望ましいと考えます。
- 5学級以下の学校と12学級から18学級まで（学校教育法施行規則における標準学級数）の学校とを統合する場合には、24学級までを適正な学校規模として、国庫補助が行われることとなっていることから、19学級から24学級までを含めて適正な規模とします。

### 3 適正な配置について

学校の配置については、全市的な学校の設置状況や地理的要因を考慮し、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要があります。

このため、学校施設の整備、耐震化の状況や既存校舎を生かした教室数の確保などを考慮し、その上でなお、適正な配置が困難な場合は、校舎の新設についても検討していきます。

また、学校統合を行うことは、通学距離の延長に伴い、児童生徒の負担を大きくする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにすることが必要となります。

### 4 適正配置の基準

前記3に基づき、適正配置の基準については、次のとおりとします。

#### 【学校の適正配置】

分類	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4km以内	おおむね1時間以内
中学校	おおむね6km以内	おおむね1時間以内

#### 〈考え方〉

- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準は、およそその目安として妥当であると考えます。
- 通学時間としては、遠距離通学の場合に、公共交通機関やスクールバスなど、適切な交通手段が確保できることを前提として、おおむね1時間以内を目安とします。

## IV 適正化の具体的な方策

### 1 適正化の検討対象校・優先対象校

IIIで示した適正規模の基準（学級数12学級～24学級）に基づき、令和7年度の推計で基準に該当しない学校を「検討対象校」とします。

さらに、検討対象校のうち、複式学級<sup>※1</sup>の編成や教員の配置など、小規模校の特性が顕著となる5学級以下の学校を「優先対象校」とし、適正化に向けた具体的な取組を優先的に進めていくこととします。

ただし、旧下関市中心部<sup>※2</sup>については、その他の地域と比較して、狭い範囲に多くの学校が集中しているという地域の状況を踏まえ、6学級以下の学校を「優先対象校」とします。

このうち、離島にある蓋井小学校については、児童の通学等の負担を考慮し、検討対象校から除外するものとします。

#### 【検討対象校】

分類	検討対象校		適正規模校
小学校	<u>うち優先対象校</u>	～11学級	12学級～24学級
中学校			



#### 【優先対象校】

区分	旧下関市中心部	旧下関市周辺部	総合支所管内
小学校	令和7年度推計で 6学級以下の学校（特別支援学級を除く）	令和7年度推計で 5学級以下の学校（特別支援学級を除く）	
中学校			

#### ※1〈参考〉複式学級

児童生徒数が少ない場合、2つの学年の児童生徒で1つの学級（複式学級）を編制する場合があります。  
複式学級の編制基準は、原則として次のとおりです。本計画は、この基準に基づき策定しています。

	小学校		中学校
	第1学年の児童を含む	第1学年の児童を含まない	
1学級の児童生徒数	8人以下	16人以下	8人以下

#### ※2〈参考〉地域区分

本市は、約716km<sup>2</sup>と広大な面積を有しており、全ての地域を同一の基準で考えることが適切でない場合があるため、次の3つの地域に分けて、学校規模や配置の適正化について検討を進めています。

区分	範囲（中学校区）
旧下関市中心部	日新中・向洋中・山の田中・文洋中・名陵中・彦島中・玄洋中の校区
旧下関市周辺部	東部中・長府中・長成中・勝山中・川中中・堀田中・安岡中・吉見中・木屋川中・内日中の校区
総合支所管内	菊川中・豊田中・豊洋中・夢が丘中・豊北中の校区

## 2 地域区分別の優先対象校

前記1に基づく、地域区分別の優先対象校は次のとおりとなります。

### 【旧下関市中心部】

学級数	小学校						中学校	
							名陵 (98)	
4							文洋 (96)	玄洋 (123)
6	関西 (68)	本村 (94)	名池 (112)	王江 (128)	桜山 (139)	養治 (144)	向洋 (128)	

### 【旧下関市周辺部】

学級数	小学校						中学校					
							内日 (5)					
2							吉見 (84)	木屋川 (91)				
3	吉母 (11)	内日 (25)										
4	吉田 (33)											
5												

### 【総合支所管内】

学級数	小学校				中学校			
	菊川	豊田	豊浦	豊北	菊川	豊田	豊浦	豊北
3	檜崎 (27)	豊田中 (25)	宇賀 (24)	室津 (24)			豊田 (57)	豊洋 (85)
4		豊田下 (32)	小串 (42)					豊北 (92)
5								

#### (備考)

- ・学校名下の()内数値は、令和7年度推計の児童生徒数を示したものです。
- ・養治小学校は経過観察とし、計画期間の中間年度にあたる令和4年度に見直しの必要性を検討します。

### **3 適正化の手法**

#### **(1) 学校統合**

学校の適正化を図っていくための手法としては、原則として、統合により適正規模化を図りつつ、必要に応じて通学区域の見直しを行うものとします。

#### **(2) 小中一貫教育の推進**

小中一貫教育については、これまでの取組の成果を生かしてより積極的に実施していくこととし、学校の配置や施設の状況等を踏まえて小中一貫教育が有効と判断した場合には、円滑かつ効果的に推進していきます。

### **4 適正化の組み合わせ**

教育委員会が望ましいと考える学校の適正化の組み合わせや適正化後の学校位置を、次のとおり「適正化モデル」として示します。

適正化モデルについては、原則として「対象校における学校統合」について優先的に取り組むものとし、その後若しくは学校統合と一体的に「小中一貫教育」を推進していきます。

また、「適正化の対象校が3校以上の適正化モデルにおいて、段階的に適正化を進めること」、「施設分離型の小中一貫教育が示されている適正化モデルにおいて、施設一体型の小中一貫教育を検討すること」、「小学校又は中学校同士の統合が示されている地域で、さらに小中一貫教育の推進を検討すること」など、地域の状況に応じて柔軟に対応していくこととします。

教育委員会では、学校の小規模化が一段と進行する中、本計画の計画期間中に、適正化モデルに沿った学校の適正化に向けて取り組むこととしますが、適正化を進めるに当たっては、「V 適正化の実施に関する事項」で示すとおり、保護者や地域住民の理解や協力をもとに実施していきます。

【適正化モデル】

	対象校	小中一貫教育	学校位置 <sup>*1</sup>
旧下関市中心部	① 王江小 名池小 名陵中	○	名池小 名陵中
	② 関西小 桜山小		桜山小
	③ 文洋中 向洋中		※2
	④ 本村小 西山小 玄洋中	○	玄洋中
旧下関市周辺部	⑤ 吉母小 吉見小 吉見中	○	吉見小 吉見中
	⑥ 吉田小 王喜小 木屋川中	○	木屋川中
	⑦ 内日小 内日中	○	内日小
総合支所管内	⑧ 檜崎小 岡枝小		岡枝小
	⑨ 豊田中小 豊田下小 西市小 豊田中	○	西市小 豊田中
	⑩ 室津小 誠意小 豊洋中	○	豊洋中
	⑪ 宇賀小 小串小 川棚小		川棚小
	⑫ 豊北小 豊北中	○	豊北中

(備考)

\*1 学校位置は、統合前の学校名による位置のみを示したものです(校名は統合前の名称です。)。

\*2 モデル③の学校位置は、両中学校及び同校区内の3小学校の配置、学校規模等を踏まえ、適正な学校配置【既存の学校施設(旧神田小学校(西神田町5-1)を含む。)】の在り方について、校舎の整備方法を含めて検討していくこととします。

・適正化モデルの詳細は、VII資料編【適正化モデル毎のシミュレーション】のとおりです。

## V 適正化の実施に関する事項

### 1 学校統合の実施

学校は児童生徒の教育のために設置されている施設であり、学校統合の検討に当たっては児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えるべきですが、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有している場合も多く、学校づくりがまちづくりと密接に関わることになります。

また、本市では、学校が抱える様々な課題を解決するために、全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、コーディネーターを全校に配置することで地域と連携した学校づくりを推進しており、学校運営に地域住民が密接に関わっている状況があります。

このため、学校統合については、次に示すとおり、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民の理解や協力をもとに進めるものとします。

#### 〈考え方〉

- 対象校区の保護者や地域住民との意見交換により、情報の共有化を図り、学校統合に関する理解を深めていきます。
- 保護者や学校運営協議会の代表者等との協議により、学校統合（統合校の位置、時期など）についての確認を得たのち、統合準備に向けた具体的な内容（校名、指定用品など）を決定していきます。

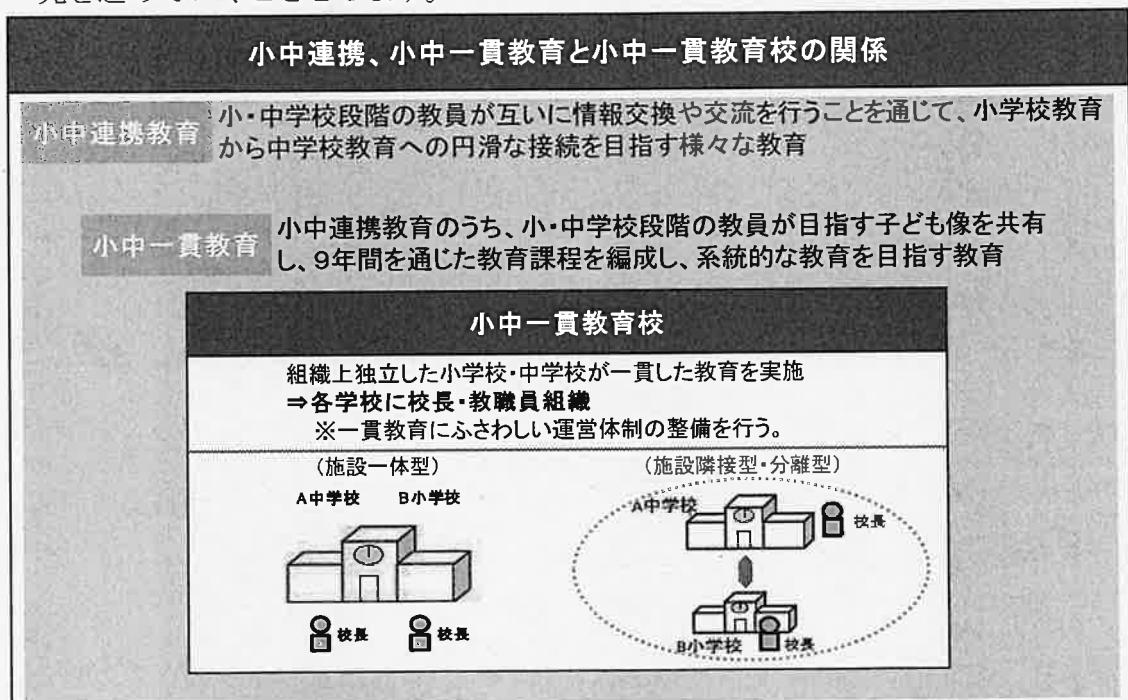
## 2 小中一貫教育の推進

### (1) 小中一貫教育の現状

本市における小中連携教育の取組としては、小・中学校の共通課題に応じて、各中学校区で小中連携協議会を設置したり、小・中学校合同の研修会を開催したりするなど、全ての小・中学校で小中連携教育を取り組んでいます。

また、小中一貫教育の推進のため「小中一貫教育推進校」を指定し、その研究の成果と課題を小中一貫教育部会で検証していくことで、地域の特色を生かした小中一貫教育の在り方についての研究を進めています。

今後は、これまでの研究と検証に基づき、コミュニティ・スクールによる地域性を生かした小中一貫教育校の設置を推進し、併せて義務教育学校の設置に向けた研究を進めていくこととします。



### (2) 小中一貫教育推進の目的

学校の適正化の手法の一つである学校統合は、小学校同士、中学校同士の統合が基本ですが、近隣小・中学校の配置や施設一体化等の可能性を検証したうえで小中一貫教育を推進し、小学校と中学校の縦の連携・接続を改善することで、よりよい教育環境を実現することを目指します。

小中一貫教育においては、次に示すような取組を行っていくことで、義務教育課程の9年間を通じた系統的な教育を実現し、一体的な教育活動の充実を図るとともに、小学校と中学校の教育活動に内在するギャップの解消と円滑な移行を図っていこうとするものです。

## 小中一貫教育の具体的な取組

### 【指導の一貫性の確保】

- 義務教育の9年間を見据えた教育課程の編成・実施
  - ・教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導
  - ・教育課程の特例の活用(小中一貫教科等の設定)
  - ・教科等を横断した学習指導(ICTの活用)

### 【学年段階の区切りの柔軟な設定、取組】

- 各学校の状況や目的に応じた、区切りの柔軟な設定
  - ・評価や評定方法の円滑な移行(小学校高学年からの定期試験導入など)
  - ・部活動への参加(小学校高学年)
  - ・区切りの節目を活用した取組(1／2成人式、立志式)

### 【教科担任制、乗り入れ指導】

- 小・中学校教員の各学校間への相互乗り入れ指導
  - ・小学校高学年における教科担任制の導入
  - ・中学校への乗り入れ指導

### 【異学年交流】

- 多様な異学年交流の設定
  - ・教科における共同学習
  - ・特別活動における交流活動(地域清掃、運動会、文化祭、部活動など)

### 【特別支援教育の充実への取組】

- 小中一貫教育のメリットを活かした体制の充実
  - ・学習環境への継続的な配慮
  - ・教員の専門性の向上、連携強化

### 【体制整備】

- 継続的に改善を進めていくための教職員体制
  - ・教職員の兼務発令、事務分掌の共通化
  - ・コーディネーターの加配措置
  - ・指導主事等の助言・指導、研修体制の強化

## 3 地域性を生かした小規模校の取組

学校の適正化を図っていくための手法としては、原則として学校統合や小中一貫教育を推進していくこととなります。

ただし、小規模校において、小中一貫教育の推進が有効であり、さらに、地域コミュニティの存続や発展の中核的な施設としての学校の役割が重要であると考えられる場合は、適正規模にとらわれず、小規模校の特性を生かした学校のあり方についても検討していくこととします。

## 小規模校の特性

### 【児童生徒の学習・生活面】

- 一人ひとりの学習状況等などの把握がしやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。
- 学習や様々な活動において、意見や感想を発表できる機会やリーダーを務める機会が多く、責任感ややりがいの醸成につながる。  
その反面、集団生活の中での多様な考え方に対する機会や学びあいの機会が少なく、切磋琢磨することでの意欲や成長が引き出されにくい。
- 児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。  
その反面、クラス替えができず、新たな人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- 異なる学年の学習活動を機動的に行うことができる。  
その反面、運動会や音楽活動など、集団活動の実施に制約が生じやすく、クラブ活動や児童会の委員会などの設置も限定され、選択の幅が狭まる。

### 【学校運営面】

- 運動場、体育館、特別教室などに比較的余裕があり、活用しやすい。
- 教材、教具などを一人ひとりに行き渡らせやすい。
- 教職員数が少ないため、バランスの取れた配置を行いにくく、教職員同士が切磋琢磨する環境も作りにくい。

### 【その他】

- 保護者や地域と連携した教育活動が展開しやすい。  
その反面、学校活動等における保護者1人あたりの負担が大きくなりやすい。

## 特性を生かす方策

### 【教育過程特例校制度の活用】

学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度

(例)校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に生かし、地域のニーズを踏まえた  
体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成

### 【小規模特認校制度の活用】

従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度

### 【その他具体例】

- 少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- 個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- 総合的な学習の時間における個に応じた学習課題の設定、複数年にわたる追究
- 地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験活動の充実
- 小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- 異なる学年集団での協働学習、体験学習
- 複数学校とのネットワーク構築による合同行事
- ICTの活用による他校との合同授業
- 他の自治体の学校との「姉妹校」指定による交流
- 複数学校間での兼務発令による教科免許保有者による指導の確保
- 学校教育活動への地域人材の参画
- 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実

## **VI 適正化における留意事項**

### **1 適正化前の児童生徒の交流**

適正化に対する児童生徒や保護者の不安を和らげるため、計画的に合同の学校行事や授業を実施するなど、適正化前の学校における児童生徒の交流に配慮します。

### **2 教職員の配置**

適正化に伴う環境の変化に対する児童生徒、保護者の不安や動搖を最小限にするとともに、適正化に関する諸準備及び適正化後の学校運営等を円滑に進めることができるように、山口県教育委員会との情報共有や連携を図り、適切な教職員の配置に努めます。

### **3 通学の安全確保**

適正化において、通学の安全確保は、保護者の大きな不安要素の1つであり、児童生徒が安全に通学できることを最優先に、通学距離や公共交通機関の運行状況等に応じて、スクールバスを運行するなど、最も安全な通学方法を検討し、適正化後の通学に支障がないよう取り組みます。

### **4 適正化後の支援体制等の充実**

適正化後の学校に対しては、より積極的にガイダンスアドバイザーを派遣するなどし、生徒指導上の諸問題の未然防止や早期発見、不審者対応も含めた通学路の安全確保等に努め、きめ細かな学校支援体制の充実に取り組みます。

また、適正化の実施に当たっては、既存の施設を有効活用することを原則としながらも、適正化による教育環境の変化に適切に対応するため、重点的に学校施設の改修に努めます。

### **5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応**

適正化において、環境の変化への適応に困難があるなど特別な支援を必要とする児童生徒については、個別に適切な対応を検討し、個々の教育的ニーズに応じた一層きめ細かな支援を行います。

### **6 学校跡地の有効活用**

適正化に伴う学校の跡地利用については、全市的な行政需要を踏まえた上で、保護者や学校運営協議会の代表者等から示された意見を参考とし、施設や地域の状況に応じた利用や処分を関係部局と連携し検討します。

## **VII 資 料 編**

## ■学校の適正規模・適正配置に関する関係法令等（抜粋）

### 1 学級編成の基準について

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年5月法律第116号）

（学級編制の標準）

#### 第3条

2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第8条第3号並びに第8条の2第1号及び第2号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第2項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種別	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	同学年の児童で編制する学級	40人（第一学年の児童で編制する学級にあっては、35人）
	二の学年の児童で編制する学級	16人（第一学年の児童を含む学級にあっては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	二の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

### ○学級編制の弾力化状況

都道府県	校種	学年	概要
山口県	小学校	2～6学年	35人以下学級
	中学校	全学年	

## 2 学級数の標準について

### ○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

(学級数)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第79条において準用

## 3 学校規模と通学距離について

### ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）

(国の負担)

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

(4) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1

### ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

(2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適當と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

■学校規模別教職員配置の標準例（山口県教育委員会）

○小学校

学級数	教員数
1学級	2
2学級	3
3学級	4
4学級	5
5学級	6
6学級	7
7学級	8
8学級	10
9学級	11
10学級	12
11学級	13
12学級	14

学級数	教員数
13学級	15
14学級	16
15学級	18
16学級	19
17学級	20
18学級	21
19学級	22
20学級	23
21学級	24
22学級	25
23学級	26
24学級	27

※教職員は、教頭を含めた人数であり、校長は含まれません。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

○中学校

学級数	教員数	標準的な教科担任別教員配置										
		国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技術	家庭	計
3学級	7	1	1	1	1	1	1		1			7
4学級	8	1	1	1	1	1	1	1	1			8
5学級	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1		9
6学級	10	2	1	1	1	1	1	1	1	1		10
7学級	12	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	12
8学級	13	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	13
9学級	15	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	15
10学級	16	2	2	2	2	2	1	1	2	1	1	16
11学級	18	3	2	3	2	2	1	1	2	1	1	18
12学級	19	3	2	3	2	3	1	1	2	1	1	19
13学級	20	3	3	3	2	3	1	1	2	1	1	20
14学級	22	3	3	3	3	3	1	1	3	1	1	22
15学級	23	4	3	3	3	3	1	1	3	1	1	23
16学級	25	4	3	4	3	4	1	1	3	1	1	25
17学級	27	4	4	4	4	4	1	1	3	1	1	27
18学級	28	4	4	4	4	4	1	1	4	1	1	28
19学級	30	5	4	4	4	4	2	1	4	1	1	30
20学級	31	5	4	4	4	4	2	2	4	1	1	31
21学級	33	5	4	5	4	5	2	2	4	1	1	33
22学級	34	5	4	5	5	5	2	2	4	1	1	34
23学級	36	6	5	5	5	5	2	2	4	1	1	36
24学級	37	6	5	5	5	5	2	2	5	1	1	37

※教員数は、教頭、教諭、助教諭、講師（非常勤講師を除く）の人数であり、校長は含まれません。

※上記のほか、学校の実情に応じて教員が加配されることがあります。

■適正化モデル毎のシミュレーション

(旧下関市中心部)

**モデル①**

1 対象校 : 王江小学校、名池小学校、名陵中学校

【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の名池小学校、名陵中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
王江小	19	24	21	25	16	23	128	1	1	1	1	1	1	0	6
名池小	13	28	12	18	23	18	112	1	1	1	1	1	1	0	6
名陵中	30	38	30	/	/	/	98	1	2	1	/	/	/	0	4

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計										
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年		
児童生徒数	32	52	33	43	39	41	30	38	30	338	
学級数	1	2	1	2	2	2	1	2	1	14	

**モデル②**

1 対象校 : 関西小学校、桜山小学校

適正化後の学校位置：現在の桜山小学校の位置

2 児童数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
関西小	9	11	8	17	10	13	68	1	1	1	1	1	1	0	6
桜山小	20	20	27	29	16	27	139	1	1	1	1	1	1	0	6

3 適正化後の児童数・学級数

	令和7年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
統合校	29	31	35	46	26	40	207	1	1	1	2	1	2	0	8

**モデル③**

## 1 対象校 : 文洋中学校、向洋中学校

適正化後の学校位置：中学校同士の統合による校区の広がりや、小中一貫教育の推進を含めた適正な学校配置【既存の学校施設（旧神田小学校（西神田町5-1）を含む。）】の在り方について、検討していくこととします。

## 2 生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計								
	普通学級生徒数				普通学級数				
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
文洋中	25	33	38	96	1	1	2	0	4
向洋中	39	37	52	128	2	2	2	0	6

※文洋中分教室の学級数を除く。

## 3 適正化後の生徒数・学級数

	令和7年度推計								
	普通学級生徒数				普通学級数				
	1年	2年	3年	合計	1年	2年	3年	複式	合計
統合校	64	70	90	224	2	2	3	0	7

**モデル④**

## 1 対象校 : 本村小学校、西山小学校、玄洋中学校

【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の玄洋中学校の位置

## 2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数						普通学級数								
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
本村小	23	18	13	14	16	10	94	1	1	1	1	1	1	0	6
西山小	33	29	28	34	36	40	200	1	1	1	1	2	2	0	8
玄洋中	43	54	26	/	/	/	123	2	2	1	/	/	/	0	5

## 3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	56	47	41	48	52	50	43	54	26	417
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	1	17

(旧下関市周辺部)

**モデル⑤**

1 対象校 : 吉母小学校、吉見小学校、吉見中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の吉見小学校、吉見中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
吉母小	0	1	3	2	2	3	11	0	0	0	0	0	1	2	3
吉見小	18	19	26	24	23	27	137	1	1	1	1	1	1	0	6
吉見中	27	28	29	/	/	/	84	1	1	1	/	/	/	/	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
児童生徒数	18	20	29	26	25	30	27	28	29	232
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

**モデル⑥**

1 対象校 : 吉田小学校、王喜小学校、木屋川中学校 【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の木屋川中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
吉田小	4	6	3	2	10	8	33	1	0	0	0	0	1	2	4
王喜小	20	26	22	27	24	29	148	1	1	1	1	1	1	0	6
木屋川中	33	30	28	/	/	/	91	1	1	1	/	/	/	0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	24	32	25	29	34	37	33	30	28	272
学級数	1	1	1	1	1	2	1	1	1	10

**モデル⑦**

1 対象校 : 内日小学校、内日中学校

【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の内日小学校の位置

## 2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
内日小	3	4	4	5	4	5	25	0	0	0	0	0	0	3	3
内日中	0	3	2	/	/	/	5	0	1	1	/	/	/	2	

## 3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計										
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年		
児童生徒数	3	4	4	5	4	5	0	3	2	30	
学級数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	

## 4 その他

小規模校における取組として、施設一体型の小中一貫教育を推進するとともに、市内全域からの通学を可能にしたり、地域性を生かしたカリキュラムを編成したりするなど、小規模校の特性を生かした学校の在り方を検討していきます。

## (総合支所管内)

**モデル⑧**

1 対象校 : 檜崎小学校、岡枝小学校

適正化後の学校位置：現在の岡枝小学校の位置

## 2 児童数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
檜崎小	3	4	5	7	4	4	27	0	0	0	0	0	0	3	3
岡枝小	6	14	17	18	12	19	86	1	1	1	1	1	1	0	6

## 3 適正化後の児童数・学級数

	令和7年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
統合校	9	18	22	25	16	23	113	1	1	1	1	1	1	0	6

**モデル⑨**

1 対象校 : 豊田中小学校、豊田下小学校、西市小学校、豊田中学校【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の西市小学校、豊田中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
豊田中小	3	5	1	4	4	8	25	0	0	0	0	0	0	3	3
豊田下小	3	6	5	4	6	8	32	1	0	0	0	0	0	1	4
西市小	7	8	9	11	13	11	59	1	1	1	1	1	1	0	6
豊田中	14	20	23	/	/	/	57	1	1	1	/	/	/	0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
児童生徒数	13	19	15	19	23	27	14	20	23	173
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

**モデル⑩**

1 対象校 : 室津小学校、誠意小学校、豊洋中学校

【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の豊洋中学校の位置

2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
室津小	2	1	7	4	5	5	24	0	0	0	0	0	0	3	3
誠意小	22	14	23	19	23	37	138	1	1	1	1	1	2	0	7
豊洋中	29	29	27	/	/	/	85	1	1	1	/	/	/	0	3

3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計									
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）			合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	
児童生徒数	24	15	30	23	28	42	29	29	27	247
学級数	1	1	1	1	1	2	1	1	1	10

**モデル⑪**

1 対象校 : 宇賀小学校、小串小学校、川棚小学校

適正化後の学校位置：現在の川棚小学校の位置

## 2 児童数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
宇賀小	4	4	3	3	6	4	24	0	0	0	0	0	0	3	3
小串小	9	3	7	8	9	6	42	1	1	0	0	0	0	2	4
川棚小	31	50	41	45	51	51	269	1	2	2	2	2	2	0	11

## 3 適正化後の児童数・学級数

	令和7年度推計														
	普通学級児童数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
統合校	44	57	51	56	66	61	335	2	2	2	2	2	2	0	12

**モデル⑫**

1 対象校 : 豊北小学校、豊北中学校

【小中一貫教育】

適正化後の学校位置：現在の豊北中学校の位置

## 2 児童生徒数・学級数の将来推計

	令和7年度推計														
	普通学級児童生徒数							普通学級数							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	複式	合計
豊北小	26	31	21	22	23	32	155	1	1	1	1	1	1	0	6
豊北中	31	23	38	/	/	/	92	1	1	2	/	/	/		4

## 3 適正化後の児童生徒数・学級数

	令和7年度推計										
	小学校（普通学級）						中学校（普通学級）				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年		
児童生徒数	26	31	21	22	23	32	31	23	38	247	
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	2	10	

■市立小学校一覧

区分	所在地	学級	特別支援学級	児童			教員	事務職員		養護教諭 (養護士)	栄養教諭	栄養士	校務技士	学校給食調理員			保有教室		
				総数	男	女		県	市					普通	特別	多目的			
令和元年度		485	114	12,288	6,233	6,054	806	48		50		15	3	12(35)	57(34)	619	522	33	
令和2年度		472	113	12,069	6,107	5,962	800	47		47		14	4	11(33)	56(34)	614	502	35	
1 養 治	本町二丁目6-1	6	2	120	61	59	11	1		1				(1)		9	16		
2 文 関	上田中町一丁目14-1	18	3	500	251	249	26	1		1			1	(1)	2(1)	24	13		
3 名 池	名池町10-1	7	3	178	88	90	18	1		1				(1)	2	11	17		
4 王 江	入江町9-1	6	2	85	41	44	10	1		1				(1)	2	9	12		
5 関 西	関西町12-1	5	2	55	29	26	10	1		1				(1)	2	7	14		
6 桜 山	上新地町二丁目5-10	8	2	185	90	95	13	1		1				(1)		10	19		
7 向 山	向山町14-1	12	2	302	153	149	17	1		1		1	1	1	2(1)	16	29		
8 生 野	幡生本町7-14	12	3	314	162	152	20	1		1				(1)	2(1)	17	9		
9 本 村	彦島本村町三丁目16-1	6	2	78	47	31	11	1		1				(1)		8	14		
10 西 山	彦島追町五丁目13-21	9	2	216	119	97	14	1		1			1		11	15	1		
11 江 浦	彦島江の浦町三丁目4-1	12	4	281	126	155	22	1		1		1		(1)		16	14		
12 角 倉	彦島角倉町三丁目5-5	8	3	215	106	109	17	1		1		1	1			11	24		
13 向 井	彦島向井町二丁目20-1	12	2	250	121	129	17	1		1				(1)		14	10		
14 小 月	小月西の台6-1	12	2	303	161	142	20	1		1				(1)	2(1)	14	9		
15 清 末	清末西町一丁目6-1	16	3	472	239	233	27	1		1		1	1	1	2(2)	21	6		
16 王 司	王司神田六丁目9-1	18	4	499	259	240	28	1		1				(1)	2(2)	22	7		
17 豊 浦	長府龜の甲二丁目2-1	27	6	893	426	467	48	2		2		1	1	1	3(4)	34	20		
18 勝 山	秋根上町二丁目2-1	25	5	765	373	392	40	1		1		1	1	1	2(3)	31	10		
19 川 中	伊倉本町19-1	23	7	719	373	346	39	1		1		1	1	1	3(2)	31	9		
20 安 岡	安岡町三丁目5-5	24	3	742	389	353	37	2		2		1	1	1	3(2)	28	11		
21 吉 見	吉見里町一丁目8-1	6	1	166	95	71	9	1		1				(1)	2	7	12	2	
22 吉 母	大字吉母字塩谷287	2	0	8	3	5	4	1		1				(1)		2	8		
23 蓋 井	大字蓋井島字田町126-2	2	0	7	5	2	3			1				(1)		2	3		
24 吉 田	大字吉田字高田1044-2	4	2	42	25	17	8	1		1				(1)	2	8	5		
25 王 喜	王喜本町二丁目12-30	7	4	183	103	80	15	1		1				(1)	2	11	7		
26 内 日	大字内日下字坂本1031	3	0	11	4	7	5	1		1				(1)	2	3	10	3	
27 山 の 田	山の田中央町13-1	19	4	594	296	298	33	1		1		1	1	1	2(2)	23	13		
28 川 中 西	古屋町二丁目9-1	16	4	446	217	229	26	1		1		1	1	1	2(2)	21	11		
29 堀 田	新堀田西町一丁目1-1	11	5	272	149	123	22	2		1				(1)	2(1)	17	18	2	
30 長 府	長府松小田北町14-1	18	5	464	247	217	30	1		1			1	(1)	2(2)	25	18		
31 一 の 宮	一の宮住吉一丁目8-1	18	5	480	253	227	30	1		1		1	1	1	2(2)	24	5	6	
32 熊 野	熊野西町10-1	25	3	777	374	403	40	2		2		1	1	1	3(3)	26	8	8	
33 豊 東	菊川町大字上大野字上原10020-1	9	2	203	108	95	13	1		1			1	(1)	2(2)	12	9	3	
34 岡 枝	菊川町大字吉賀字金蔵寺2494	6	2	134	64	70	11	1		1				(1)	2(1)	8	8		
35 榎 崎	菊川町大字榎崎字御殿敷215	5	1	51	29	22	8	1		1				(1)	2	7	8		
36 豊 田 中	豊田町大字浮石字久1159-1	3	0	20	4	16	5	1		1				(1)		3	10		
37 西 市	豊田町大字矢田字今熊132	6	2	98	52	46	11	1		1		1	(1)		8	9	2		
38 豊 田 下	豊田町大字手佐字貴布303	5	2	53	26	27	9	1		1			(1)		8	5			
39 室 津	豊津町大字室津字新田152-1	4	0	39	22	17	6	1		1			(1)		7	6	2		
40 誠 意	豊津町大字黒井字舛2200	8	2	186	87	99	14	1		1		1	(1)		11	17			
41 川 棚	豊津町大字川棚字後美3650-1	13	2	388	192	196	21	1		1		1	(1)		15	8	4		
42 小 串	豊津町大字小串字谷田617	5	2	43	21	22	9	1		1			(1)		7	8			
43 宇 賀	豊津町大字宇賀字け4961	3	1	29	12	17	6	1		1			(1)		5	11	2		
44 豊 北	豊北町大字高部字常安1200	8	2	203	105	98	17	1		1			(1)		10	7			

\* ( ) は非常勤職員または会計年度任用職員、外数

令和2年5月1日現在

保健室	給食室	水泳プール	校舎等						用地				区分		
			校舎保有面積			屋内運動場保有面積			面積			左の内 借地			
			総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	建物敷地	屋外運動場	その他			
49	49	46	195,288	186,367	7,780	1,141	40,360	10,290	30,070	914,991	369,682	425,887	139,610	30,611 令和元年度	
44	44	41	189,563	181,014	7,549	1,000	38,658	9,154	29,504	855,005	356,382	394,638	124,173	30,611 令和2年度	
○ 配 ○	○	4,593	4,456	137			809			809	10,589	5,131	4,607	851 1養治	
○ ○ ○	○	6,392	6,294	7	91	968			968	18,679	7,752	6,646	4,281	2文閑	
○ ○ ○	○	3,748	2,961	787			887			887	15,920	6,945	7,102	1,873 3名池	
○ ○ ○	○	3,646	3,522	114	10	729	729			14,454	4,537	5,040	4,877	4王江	
○ ○ ○	○	3,950	3,787	163			965			965	20,947	9,009	7,855	4,083 5閑西	
○ 配 ○	○	4,891	4,773	118			785			785	11,647	4,494	4,768	2,385 6桜山	
○ ○ ○	○	8,249	8,104	145			936			936	20,208	9,260	7,438	3,510 7向山	
○ ○ ○	○	4,355	4,305	50			928			928	14,271	5,449	7,184	1,638 8生野	
○ 配 ○	○	4,685	4,370	315			806			806	14,537	6,463	5,298	2,776 9本村	
○ 配 ○	○	4,946	4,738	208			879			879	25,481	12,731	11,603	1,147 10西山	
○ 配 ○	○	4,783	4,638	145			918			918	18,047	10,018	7,825	204 11江浦	
○ 配 ○	○	6,030	5,761	269			1,046	24	1,022	1,022	18,385	7,420	8,843	2,122 12角倉	
○ 配 ○	○	5,029	4,823	206			890			890	31,930	13,116	14,583	4,231 13向井	
○ ○ ○	○	3,778	3,659	119			1,156	1,156			26,279	8,618	9,058	8,603 14小月	
○ ○ ○	○	4,481	4,216	92	173	814				814	19,686	9,033	9,315	1,338 15清末	
○ ○ ○	○	4,499	4,258	241			981	981			18,538	7,553	9,731	1,254 16王司	
○ ○ ○	○	8,772	8,606	157	9	1,404			1,404	29,261	20,743	8,518		17豊浦	
○ ○ ○	○	5,658	5,574	84			1,123			1,123	29,844	10,369	12,931	6,544 18勝山	
○ ○ ○	○	6,540	5,400	1,140			1,181			1,181	24,071	9,501	12,762	1,808 19川中	
○ ○ ○	○	6,978	5,988	990			1,189			1,189	20,902	9,004	9,965	1,933 20安岡	
○ ○ ○	○	3,971	3,901	70			980			980	24,810	8,164	12,319	4,327 21吉見	
○ 配 ○	○	1,961	1,843	118			868			868	11,517	5,349	6,168		22吉母
○ ○ ○	○	322		322			761			761	8,637	1,571	4,902	2,164 23蓋井	
○ ○ ○	○	1,924	1,820	33	71	868			868	15,285	4,653	10,632		24吉田	
○ ○ ○	○	2,782	2,741	41			906	906			17,861	7,386	8,739	1,736 25王喜	
○ ○ ○	○	2,233	2,188	45			881			881	13,323	6,657	6,018	648 26内日	
○ ○ ○	○	5,772	5,697	75			811			811	17,902	6,946	8,798	2,158 27山の田	
○ ○ ○	○	5,313	5,165	148			788			788	17,018	6,005	9,822	1,191 28川中西	
○ ○ ○	○	6,319	6,248	71			1,011			1,011	27,104	9,928	12,728	4,448 29堀田	
○ ○ ○	○	7,335	7,250	85			1,131			1,131	30,014	10,878	10,932	8,204 30長府	
○ ○ ○	○	5,900	5,900				1,018			1,018	32,475	11,110	12,200	9,165 31一の宮	
○ ○ ○	○	6,051	5,990	61			1,015	1,015			31,042	11,935	11,740	7,367 32熊野	
○ ○ ○	○	3,351	2,712	620	19	648				648	21,195	10,336	8,863	1,996 33豊東	
○ ○ ○	○	2,799	2,769	30			544			544	17,131	5,916	6,546	4,669 34岡枝	
○ ○ ○	○	2,011	1,686	69	256	525			525	19,664	5,730	8,699	5,235 35檜崎		
○ 配 ○	○	1,817	1,769	17	31	698	698			26,081	7,174	9,300	9,607 36豊田中		
○ 配 ○	○	3,076	3,037	3	36	694			694	14,331	7,680	6,008	643 37西市		
○ 配 ○	○	1,696	1,665			31	680	680			15,966	7,153	8,813		38豊田下
○ 配 ○	○	2,087	2,037			50	785	785			19,699	8,380	11,319		39室津
○ 配 ○	○	4,062	3,972	75	15	561			561	16,216	4,685	11,375	156	40誠意	
○ 配 ○	○	4,169	3,945	116	108	911			911	22,290	9,993	12,297		41川棚	
○ 配 ○	○	3,144	3,098	13	33	607	607			14,632	7,809	5,835	988	42小串	
○ ○ ○	○	2,542	2,480		62	779	779			11,772	4,773	6,269	730	43字賀	
○ 配 ○	○	2,923	2,868	50	5	794	794			25,552	9,025	13,244	3,283	44豊北	

※○は、有の意味（配は、給食配膳室のみ）

■市立中学校一覧

区分	所在地	学級	特別支援学級	生徒			教員	事務職員		義務教育 (義務土)		栄養教諭	栄養士	校務技士	保有教室			
				総数	男	女		県	市	県	市				普通	特別	多目的	
令和元年度		196	48	5,774	3,005	2,763	441	28		22		5	2	14(8)	14(8)	286	440	16
令和2年度		195	51	5,817	3,014	2,803	448	28		22		6	1	13(9)	14(8)	271	454	16
1日新	上田中町一丁目15-1	9	2	297	146	151	22	1		1				1		14	26	
2向洋	向洋町一丁目14-1	5	1	131	61	70	12	1		1				1		6	25	
3文洋	上新地町五丁目6-1	7	2	142	71	71	18	1		1				1		9	39	
4名陵	丸山町一丁目13-3	6	2	119	62	57	15	1		1				1		9	18	
5東部	清末陣屋5-10	17	3	562	291	271	35	2		1		1	1	1	2(2)	20	21	
6長府	長府逢坂町3-1	13	4	432	245	187	30	1		1		1	1	1	2(1)	17	20	
7勝山	秋根上町二丁目5-1	18	4	603	304	299	37	1		1		1	1	1	2(2)	22	14	2
8川中	伊倉新町四丁目6-1	19	3	657	339	318	40	5		2		1	1	(1)		27	53	
9安岡	安岡町四丁目2-1	12	3	358	196	162	25	1		1		1	1	1	2(1)	17	17	2
10吉見	永田本町一丁目3-10	3	1	82	39	43	10	1		1				1	2	4	12	
11彦島	彦島江の浦町二丁目25-1	12	3	382	191	191	28	1		1				1		15	26	
12玄洋	彦島本村町二丁目8-1	6	2	149	75	74	14	1		1				(1)		10	25	
13木屋川	木屋川津町二丁目660	4	3	111	57	54	12	1		1				(1)	2	7	10	
14内日	大字内日下字福寿庵1196-2	2	0	13	5	8	6	1						(1)		4	7	1
15山の田	山の田本町8-1	14	4	435	230	205	31	2		1				1		18	20	
16堺田	大字堺田字笛原1127-6	11	2	330	178	152	24	1		1				1		13	25	
17長成	長府日の出町4-1	7	2	217	103	114	16	1		1				1		12	19	2
18菊川	菊川町大字下岡技上室屋1-2	6	2	199	106	93	16	1		1				(1)	2(2)	10	14	
19豊田	豊田町大字矢田字鎮守434	4	2	94	48	46	11	1		1				(1)		7	12	
20豊洋	豊浦町大字黒井字馬神10724-1	6	2	127	72	55	14	1		1				(1)		8	13	
21夢が丘	豊浦町大字小串字夢が丘10145	9	2	260	137	123	19	1		1				(1)		12	15	4
22豊北	豊北町大字竜部字幸神1244-36	5	2	117	58	59	13	1		1		1	(1)		10	23	5	

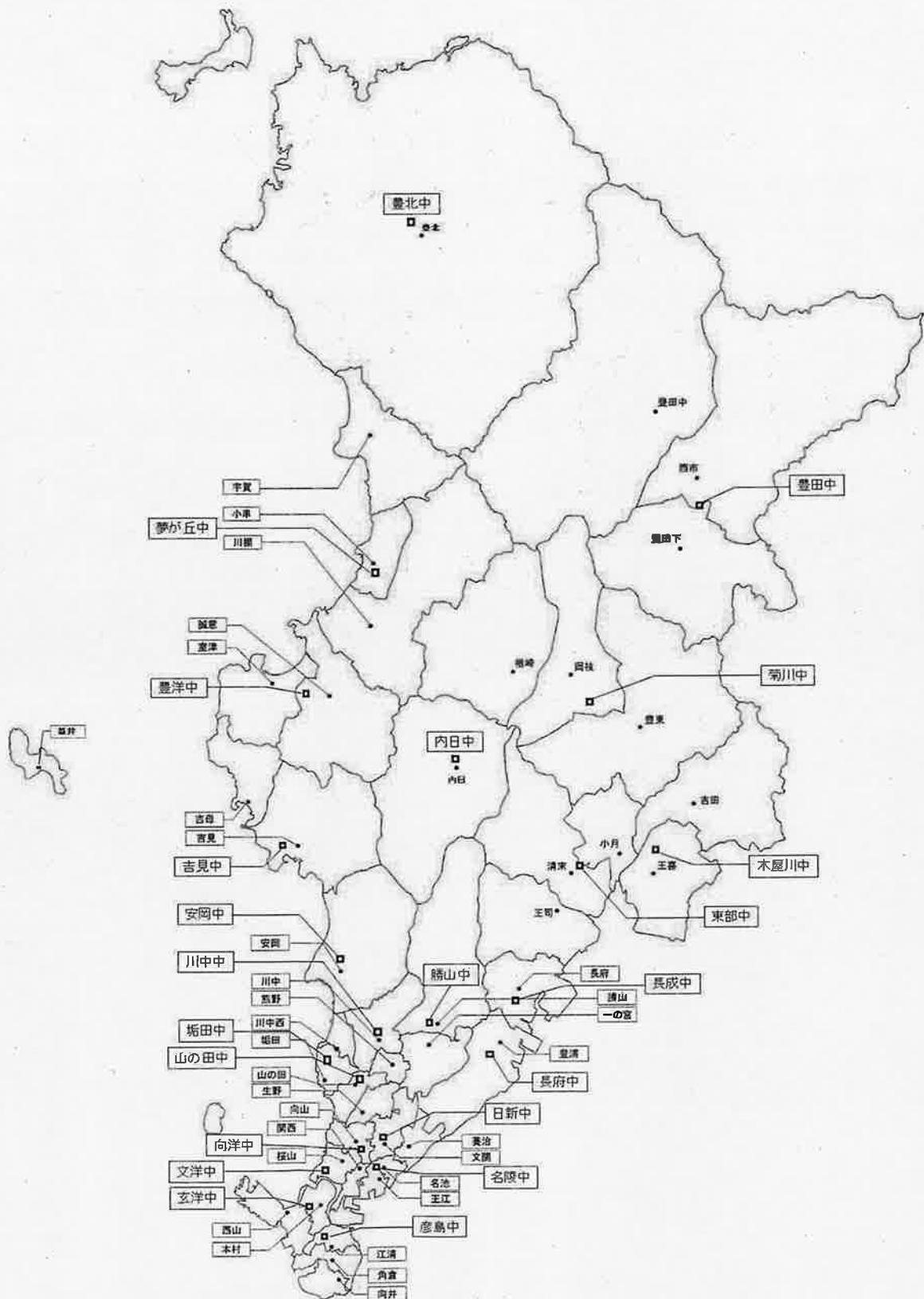
※( )は非常勤職員または会計年度任用職員、外数

令和2年5月1日現在

保健室	給食室	水泳プール	武道場	校舎等							用地				区分	
				校舎保有面積				屋内運動場保有面積			面積			左の内		
				総数	鉄筋	鉄骨	木造	総数	鉄筋	鉄骨	総数	建物地	駆逐場	その他		
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和元年度
22	22	20	17	126,510	120,835	5,604	71	22,341	9,424	12,917	782,933	243,848	277,554	261,531	20,146	令和2年度
○ 配	○ ○			6,683	6,368	315		812	812		33,695	8,355	7,957	17,383		1日新
○ 配	○ ○			5,771	5,376	395		1,192	1,192		30,529	13,250	12,340	4,939	17,258	2向洋
○ 配	○ ○			7,450	6,925	525		749	749		25,490	12,248	7,803	5,439	2,888	3文洋
○ 配	○ ○			5,038	4,946	92		758	758		16,391	7,299	8,016	1,076		4名陵
○ ○ ○ ○				6,299	6,194	105		819	819		73,459	12,331	13,118	48,010		5東部
○ ○ ○ ○				6,843	6,315	528		1,026		1,026	57,236	12,519	15,171	29,546		6長府
○ ○ ○ ○				6,858	6,806	52		961		961	29,899	11,510	10,694	7,695		7勝山
○ 配	○ ○			12,131	12,131			2,299	133	2,166	33,753	19,553	14,200			8川中
○ ○ ○ ○				6,212	5,555	657		1,019		1,019	34,816	12,251	16,299	6,266		9安岡
○ ○ ○ ○				3,401	3,208	193		994		994	26,753	10,472	14,832	1,449		10吉見
○ 配	○ ○			7,322	6,737	585		817	817		37,778	10,785	16,491	10,502		11彦島
○ 配	○ ○			6,233	5,606	627		1,130		1,130	46,640	12,069	15,768	18,803		12玄洋
○ ○ ○ ○				3,097	3,002	95		602		602	20,743	7,157	10,435	3,151		13木屋川
○ 配	○			1,928	1,864	64		776		776	12,611	5,750	6,541	320		14内日
○ 配	○ ○			6,530	6,368	162		985		985	20,761	9,116	10,254	1,391		15山の田
○ 配	○ ○			6,464	6,022	442		1,234		1,234	33,053	12,000	15,000	6,053		16堀田
○ 配	○ ○			5,549	5,491	58		1,178	1,178		35,095	8,864	15,910	10,321		17長成
○ ○				3,234	2,664	543	27	1,426		1,426	26,465	11,341	15,124			18菊川
○ 配	○			2,919	2,813	62	44	1,123	1,123		25,538	11,437	13,859	242		19豊田
○ 配	○			3,441	3,337	104		676	78	598	19,928	6,302	9,997	3,629		20豊洋
○ 配				5,580	5,580						23,423	5,611	11,500	6,312		21夢が丘
○ 配	○ ○			7,527	7,527			1,765	1,765		118,877	23,628	16,245	79,004		22豊北

※○は、有の意味（配は、給食配膳室のみ）

■市立小・中学校配置図（令和2年度）



下関市立学校適正規模・適正配置基本計画  
(第3期計画期間:令和2年度～令和6年度)

令和2年11月

発行／下関市教育委員会

編集／下関市教育委員会 教育部教育政策課

〒751-0830 下関市幡生新町1番1号

電話 083 (231) 1560 FAX 083 (222) 8338

新旧対照表（下関市立学校適正規模・適正配置基本計画）

旧（第3期計画案）	新（修正後）																	
<p>はじめに</p> <p>（略）</p> <p>平成27年8月には、第2期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、平成28年4月に殿居小学校と豊田中小学校を、平成29年4月に神田（南）小学校と桜山小学校を、令和元年4月に神玉小学校、神田（北）小学校及び滝部小学校を統合しました。</p> <p>（略）</p>	<p>はじめに</p> <p>（略）</p> <p>平成27年8月には、第2期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、平成28年4月に殿居小学校と豊田中小学校を、平成29年4月に神田小学校（西神田町5-1）と桜山小学校を、令和元年4月に神玉小学校、神田小学校（豊北町大字神田2519-1）及び滝部小学校を統合しました。</p> <p>（略）</p>																	
<p>IV 適正化の具体的な方策</p> <p>1 適正化の検討対象校・優先対象校</p> <p>（略）</p>	<p>IV 適正化の具体的な方策</p> <p>1 適正化の検討対象校・優先対象校</p> <p>（略）</p> <p>ただし、旧下関中心部※については、その他の地域と比較して、狭い範囲に多くの学校が集中しているという地域の状況を踏まえ、6学級以下の学校を「優先対象校」とします。</p> <p>（略）</p> <p>【検討対象校】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="2">検討対象校</th> <th rowspan="2">適正規模</th> <th rowspan="2">適正規模</th> </tr> <tr> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち優先対象校</td> <td>～11学級</td> <td>12学級～24学級</td> <td>～11学級</td> <td>12学級～24学級</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>～11学級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（略）</p>	分類	検討対象校		適正規模	適正規模	小学校	中学校	うち優先対象校	～11学級	12学級～24学級	～11学級	12学級～24学級	中学校	～11学級			
分類	検討対象校		適正規模	適正規模														
	小学校	中学校																
うち優先対象校	～11学級	12学級～24学級	～11学級	12学級～24学級														
中学校	～11学級																	

日 (第3期計画案)	新 (修正後)
4 適正化の組み合わせ  (略)	4 適正化の組み合わせ  (略) また、「適正化の対象校が3校以上の適正化モデルにおいて、段階的に適正化を進めること」や「小学校同士の統合が示されている地域で、さらに小中一貫教育の推進を検討すること」など、地域の状況に応じて柔軟に対応していくこととなります。
【計画 11項】	【計画 11項】
【適正化モデル】 図 (略)  (備考) ※1 (略) ※2 モデル③の学校位置は、「旧神田小学校(西神田町5-1)」跡地を候補地として検討していきます。	【適正化モデル】 図 (略)  (備考) ※1 (略) ※2 モデル③の学校位置は、両中学校及び同校区内の3小学校の配置、学校規模等を踏まえ、適正な学校配置【既存の学校施設(旧神田小学校(西神田町5-1))を含む。】の在り方にについて、校舎の整備方法を含めて検討していくこととします。

旧(第3期計画案)	新(修正後)
<p><b>2 小中一貫教育の推進</b></p> <p>(1) 小中一貫教育の現状 (略)</p> <p><b>小中連携、小中一貫教育と小中一貫教育学校の関係</b></p> <p>小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育</p> <p>小中連携教育 小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育</p>	<p><b>【計画 14項】</b></p> <p><b>2 小中一貫教育の推進</b></p> <p>(1) 小中一貫教育の現状 (略)</p> <p><b>小中連携、小中一貫教育と小中一貫教育学校の関係</b></p> <p>小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育</p> <p>小中連携教育 小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育</p> <p><b>小中一貫教育学校</b></p> <p>組織上独立した小学校・中学校が一貫した教育を実施 →各学校に校長、教職員組織 ※一貫教育にふさわしい運営体制の整備を行う。</p> <p>(施設一体型) (施設別型・分離型)</p> <p>A 中学校 B 小学校 校長</p> <p><b>①小中一貫教育学校</b></p> <p>組織上独立した小学校・中学校が一貫した教育を実施 →各学校に校長・教職員組織 ※一貫教育にふさわしい運営体制の整備 ※一貫教育にふさわしい運営体制の整備 (前一期課程6年+後一期課程3年)</p> <p>校長 (1人)</p> <p><b>②義務教育学校</b></p> <p>新たに学校種別一つの学校 ⇒一人の校長・一つの教職員組織 修業年限 9年 (前一期課程6年+後一期課程3年)</p> <p>校長 (1人)</p>
<p><b>3 地域性を生かした小規模校の取組</b></p> <p>(略)</p> <p>図表：特性を生かす方策</p> <p>○地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験活動の充実</p>	<p><b>【計画 16項】</b></p> <p><b>3 地域性を生かした小規模校の取組</b></p> <p>(略)</p> <p>図表：特性を生かす方策</p> <p>○地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験活動の充実</p>

旧(第3期計画案)	新(修正後)
<p><b>VI 適正化における留意事項</b></p> <p>5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応 適正化において、環境の変化への適応に困難があるなど特別な支援を必要とする児童生徒については、個別に適切な対応を検討し、一層きめ細かな支援を行います。</p>	<p><b>VII 適正化における留意事項</b></p> <p>5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応 適正化において、環境の変化への適応に困難があるなど特別な支援を必要とする児童生徒については、個別に適切な対応を検討し、<u>個々の教育的ニーズに応じた一層きめ細かな支援を行います。</u></p>
<p><b>VII 資料編</b></p> <p>■適正化モデル毎のシミュレーション</p>	<p><b>VII 資料編</b></p> <p>■適正化モデル毎のシミュレーション</p> <p><b>モデル③</b></p> <p>1 対象校 : 文洋中学校、向洋中学校 適正化後の学校位置：中学校同士の統合による校区の広がりや、小中一貫教育の推進を含めた適正な配置の在り方などから、「旧神田小学校（西神田町5-1）跡地を候補地として検討していきます。」 【計画 17項目】</p> <p><b>モデル④</b></p> <p>1 対象校 : 文洋中学校、向洋中学校 適正化後の学校位置：中学校同士の統合による校区の広がりや、小中一貫教育の推進を含めた適正な配置の在り方などから、「旧神田小学校（西神田町5-1）跡地を候補地として検討していきます。」 【計画 23項目】</p>

**下関市立学校適正規模・適正配置基本計画（案）**  
**地元説明会開催状況について**

◇地元説明会の開催（日程・会場・参加人数）

	(日時)	(会場)	(参加人数)
1	10月4日 (日) 10時～	西部公民館 講堂	47人
2	10月4日 (日) 14時～	市民センター 講堂	22人
3	10月6日 (火) 19時～	木屋川中学校 屋内運動場	35人
4	10月10日 (土) 10時～	玄洋公民館 講堂	40人
5	10月10日 (土) 14時～	彦島公民館 第1・2研修室	34人
6	10月15日 (木) 19時～	吉母小学校 屋内運動場	52人
7	10月17日 (土) 10時～	小串公民館 講堂	49人
8	10月17日 (土) 14時～	宇賀ふれあいセンター 屋内運動場	37人
9	10月22日 (木) 19時～	内日小学校 屋内運動場	52人
10	10月24日 (土) 10時～	菊川ふれあい会館 小・中ホール	21人
11	10月24日 (土) 14時～	西市公民館 研修室	17人
12	10月27日 (火) 19時～	豊北中学校 屋内運動場	17人
13	10月31日 (土) 10時～	室津公民館 講堂・研修室	27人
14	10月31日 (土) 14時～	黒井公民館 第1研修室	22人
合計			472人

## ◇各会場での主な意見等

### 1 西部公民館 (参加：47人) 【②関西小・桜山小、③文洋中・向洋中】

- なぜ小中一貫教育校のモデルではないのか。
- 学校位置が桜山小になった経緯は。
- 学校位置は、安全・安心・教育環境を第一に考えるべき。
- 向山小が計画に含まれていないのはなぜか。
- 中心市街地整備計画による人口増の要因等があり、教育委員会のみで適正規模・適正配置を考えるべきではなく、他部局との協議も必要である。
- 子供たちがいきいきと学べる環境を整えてほしい。
- 第1期計画から10年以上統合の話を繰り返している。教育委員会としてそろそろ結論を出してほしい。

### 2 市民センター (参加：22人) 【②関西小・桜山小、③文洋中・向洋中】

- ②と③の両モデルを一体とした小中一貫教育校となるとよい。
- コロナの密を避ける点が考慮されていない。
- 長い目で見ると、向山小や日新中と統合することになるのではないか。
- コロナ禍の中で、自宅で授業を受けることもできる。統合は必要なのか、財政面が理由なのか。
- 小中一貫教育を進める校区と、そうでない校区があるのはいかがなものか。
- 神田小跡地では、グラウンドも含め狭いと思う。

### 3 木屋川中学校 (参加：35人) 【⑥吉田小・王喜小・木屋川中】

- 現在も校区が広く、統合するとさらに広がる。通学が問題となる。
- 廃校した校舎等の管理も課題。豊北地区の廃校施設は雑草が繁茂している。
- 学校は地域コミュニティの核であり、なくしてはならない。
- 吉田地区は、地域も頑張って世帯を増やしている。
- 木屋川中は浸水想定区域内であり、危険な場所に子供を集めると如何なる考え方か。
- 浸水想定区域のため、校舎の高層化を望む。
- 新興住宅地となっているのは、幼稚園・小学校・中学校が近いからであり、それを統合でなくすのは困る。
- 東部中校区のうち小月地区の人口は減少傾向で、東部中までと木屋川中までの距離はあまり変わらないはず。小月小を含めた統合も一考あるのではないか。
- スクールバスを、日中は生活バスとして使用できるシステムが望まれる。

- 外灯の少ない通学路で、脇道に入ってしまうと心配である。
- 施設一体型では、小学生がのびのびと遊び、中学生が部活動や運動を思い切りできるのか。
- 全市的に小中一貫教育を推進していくのか。
- 少人数学級化が国へ要望されているが、適正化実施に影響があるか。

#### 4 玄洋公民館 (参加: 40人) 【④本村小・西山小・玄洋中】

- 第2期計画までは小学校同士の統合だったが、第3期計画では中学校も含めることとなった経緯は。
- 統合で子供の環境が変わり、精神的にも不安定になってしまわないか心配。
- 小学校と中学校が一緒になると、通学の問題や校舎の造りが違う。
- 小中一貫教育の取組はよいものと思うが、すぐ近くに中高一貫校がある。先生の負担は多くなるかもしれないが、よい上級生を育てることが大事である。
- 小中一貫教育の他市・他県、全国的な動向、小中一貫教育校になったときのメリット、デメリットをきちんと示して進めてほしい。
- 中学校の適正規模の改善はどうなるのか。
- 未就学児を含め、現役の保護者の意見を聞けるような説明会があるべき。

#### 5 彦島公民館 (参加: 34人) 【④本村小・西山小・玄洋中】

- 喜んでというわけではないが、自治会で話し合った結果は賛成することとした。通学など諸問題の解決に取り組んでほしい。
- 統合による財政メリットは如何なるものか。
- 統合すると教員数はどうなるのか。
- スクールバス通学になると朝の通学に声掛けができなくなる。
- 中学生用の校舎は小学生には使いづらいはず。
- 中学校の部活動はグラウンドが狭く順番で使っている。小学生がスポーツ少年団で使うようになるとどうなるのか。
- 統合後の学校跡地はどうなるのか。
- 地域の中心にある学校や幼稚園の跡地が使われるのはもったいない。避難所の確保等、有効活用を考えてほしい。

#### 6 吉母小学校 (参加: 52人) 【⑤吉母小・吉見小・吉見中】

- 小中一貫教育では施設一体型がより効果的のはずだが、モデルは施設分離型であるのはなぜか。
- 吉母小は子供が少ないため、統合前に段階的に交流が進むとよい。
- 避難所の関係で学校がなくなると困る。

- 小規模校の特性を生かした取組は吉母小でも当てはまるのか。
- 何年もかけて吉母小と吉見小の統合を話し合ってきた。中学校との施設分離型なら今までと何ら変わらない。
- 児童数は8人だが、実際には15人いるはず。吉見小に行っている。校区外承認等の現状の仕組みでは吉母小に児童は増えない。
- 中学校での施設一体型は検討してもらえないのか。小中一貫教育の効果でもベターな方を選んで然るべき。施設的に足りないなら建てればいい。

#### 7 小串公民館（参加：49人）【⑪宇賀小・小串小・川棚小】

- 35人学級よりさらに小規模化を進め、個性を大事にする教育を目指すつもりはあるか。
- 夢が丘中の統合の際、統合後に不登校が増えたと聞いたが、今回の統合でも同様のことが起こるのではないか。
- 計画通りに統合が進むといつ統合になるのか。
- 川棚小は浸水想定区域にある。小串小よりも危険ではないか。
- 豊北地区が統合したことによって子供の生活等にどんな課題があるか示してほしい。
- 防災の観点から学校位置が変わることはあるのか。
- 小中一貫教育ではないのはなぜか。
- 小串小では校区外で他の学校に行っている子供がどれくらいいるのか。
- テレワークが進む中、わざわざ子供を集めると納得がいかない。技術が進み、テクノロジーでコミュニケーションをカバーできるはず。なぜ早く取り組まないのか。
- ふるさと教育は学校のある地域のことを学ぶ傾向があり、統合された地域の学習が薄らぐのではないか。
- 地域住民と一緒に意見交換会では、保護者は意見しづらいのではないか。

#### 8 宇賀ふれあいセンター（参加：37人）【⑪宇賀小・小串小・川棚小】

- 国において少人数学級が要望されているがどのように考えているか。
- 県が行う中高一貫と、小中一貫は整合性が保てるのか。
- 人とのつながりは、多いからよいと一概に言えない。小規模だから濃密な関わりができるのではないか。
- 大規模校では学習での落ちこぼれがあると聞く。小規模校では先生のきめ細やかな指導で学習が保障される。
- 小学生への指導と中学生への指導は大きな違いがあり、そう簡単にはいかないはず。

- 地域が大切にしてきた学校を市が勝手に売ったり転用したりしてよいのか。
- スクールバス通学について、少しの予定変更で乗れない等があっては困る。  
また、子供の体力低下が心配である。
- 豊北地区での統合前後について知りたい。
- 実際に統合となるのはいつなのか。

**9 内日小学校 (参加 : 52 人) 【⑦内日小・内日中】**

- 第3期計画で、適正化モデルが変わった経緯は。
- 小規模特認校とする場合、地域も特色ある教育のために頑張らないといけないが、教育委員会も頑張らないといけない。
- 内日公民館の老朽化の問題があり、地域の活動をこれまででも小・中学校を借りて行なうことがあった。跡地利用について配慮してほしい。
- 適正化モデルについて、一度にできるのか、または順番があるのか。
- 計画策定後に意見交換会をすることだが、いつになるのか。
- 中学生が小学校に入る場合の施設の配慮はどうなるのか。
- 入学式、卒業式、給食はどうなるのか。

**10 菊川ふれあい会館 (参加 : 21 人) 【⑧檜崎小・岡枝小】**

- 菊川町全体で子供を育てることが重要。また、菊川中は老朽化が激しい。菊川の全小中学校による小中一貫教育を新しい校舎で出来たらと思う。
- 児童クラブは小学校に入れてもらえるのか。
- 統合は寂しいが、少子化で仕方ないと思う。
- 岡枝小は児童数が増加傾向にあり、一括りに少子化傾向とは言えない。
- スクールバス通学において、通学時間がどれくらいかかるか示してほしい。
- 岡枝小の校舎は老朽化が進んでいる。受入体制は整うのか。
- 小中一貫教育をさらに磨きをかけ、小中一貫教育となっていない地域でも早く取り入れてほしい。
- 意見交換会の実施時期や内容を示してほしい。

**11 西市公民館 (参加 : 17 人) 【⑨豊田中小・豊田下小・西市小・豊田中】**

- 浸水想定区域にある学校については、学校位置を考えるべき。
- 学校は地域コミュニティの場であり、統合で校区が広がることにより、コミュニティがどうなるのか検討したのか。
- 小規模校の特性として利点と欠点があり、統合でそれらを逆転させてしまうのか。
- 義務教育学校の導入についてはどのように考えているのか。

- 中1ギャップが滑らかになるということだが、ギャップを乗り越える機会をなくすことになるのではないか。
- 豊田中学校の老朽化もあり、新しい施設一体型の校舎で、小中一貫教育を進めるという姿勢もあっていいのではないか。

**12 豊北中学校** (参加：17人) 【⑫豊北小・豊北中】

- 実際に小中一貫教育校となる時期は決まっているのか。
- 統合の実施手順について、PTA や地域から要望を提出する流れだったと思うが、今回も同じなのか。
- 小中一貫教育という考えはよいが、さらに踏み込んで、小中高一貫を考えてほしい。

**13 室津公民館** (参加：27人) 【⑩室津小・誠意小・豊洋中】

- 小学生と中学生では発達段階が違い、中学校教諭が簡単に小学生を教えることはできない。小・中学生が一緒の生活も難しいはず。
- 小中一貫教育を推進する目的は何か。教員数の問題か。
- 小規模な学校でも残すべき。
- スクールバス通学になると登下校の時間に縛られ、部活動等が制約されるのではないか。
- よりよい教育環境を前提とする適正な規模とはどれくらいなのか。
- 統合前の学校の先生が統合後の学校にどれだけ配置されるのか。
- 小中一貫教育のメリットだけ示されても受け入れがたい。
- 豊浦町、旧豊浦郡にどれくらいの学校を残すつもりなのか。
- 室津地区は地域と小学校の結びつきが強いが、統合すると交流が難しくなる。統合後も室津地区の子供だけが地域と交流できるような配慮はあるのか。
- 第2期計画では小学校同士の統合で、第3期計画では中学校を含めた小中一貫教育となった経緯は。
- 小学生と中学生では体格が違うが、受け入れる校舎が心配である。
- 小中一貫教育が上手くいかなかったときには元に戻すのか。
- 今後のスケジュールを具体的に示してほしい。

**14 黒井公民館** (参加：22人) 【⑩室津小・誠意小・豊洋中】

- 校舎のスペースがあるのか。
- 小中一貫教育において、途中の転出入は大丈夫なのか。
- 校舎は老朽化していて、子供が怪我をすることもあったので、新設されることが望ましい。

- いじめや不登校をなくすための相談室が必要である。
- スクールバスの運行等、保護者が特に聞きたいことを意見交換会で示してほしい。
- 中学生の部活動と小学生が一緒になるときの安全面が心配である。
- 誠意という名前に愛着があり、学校名に配慮してほしい。
- 教育課程は変わらないとのことだが、小中一貫教育はすぐにできるのか。
- 学校の責任者は1人の校長なのか。
- 県内の他の小中一貫教育の状況を知りたい。
- 小学校の児童や保護者がこの学校なら行ってもよいと思えるような学校にしてほしい。
- 学校の跡地や校舎はどうなるのか。
- 統合した方がお金がかかるのではないか。
- 地域の行事に参加してきた学校が統合となったらどうなるのか。
- 小中一貫教育校になると、中学校へ上がるときに人間関係がリセットされることがなくなり、また6年生がリーダーシップをとる機会が減る等が予測される。
- 豊洋中校区に学校を残したいという点は分かったが、さらに少子化が進みさらに夢が丘中と統合とはならないようにしてほしい。

下関市立学校適正規模・適正配置基本計画〔第3期計画期間：令和2年度～令和6年度〕(案)へのパブリックコメント実施結果について

1. 意見募集期間  
令和2年10月1日から令和2年11月6日まで
2. 意見応募状況  
応募者数：23人  
意見数：56件

3. 意見の要旨とこれに対する教育委員会の考え方

番号		該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
1	はじめに	市附属機関は会議の公開・非公開に関わらず、会議開催を公表しなければならない。 適正規模検討委員会は合計5回開催があるが、第3回以降、ホームページで会議開催が公表されていない理由を示してください。	下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則第6条により、「会議は、公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。」とし、第1回委員会審議において了承を受けた下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会公開要領にもとづき、「会議の公表は傍聴による」「公開に關し必要な事項は会長が定める」とどどしています。これらの規定から、第2回の審議途中から最終の第5回まで非公開案件を継続審議する形となつたため、第3回以降の会議開催も含め非公開といたしました。しかしながら、会議の開催日程や審議案件については、事前に公表すべきであったと考えますので、今後は適切な事務処理に努めてまいりたいと考えています。	
2	P 1 4 計画の見直し		直近のコロナ禍を踏まえ、計画の大幅変更または一部改変など柔軟に対応すべきである。	コロナ禍に伴う改編も含めた国の教育制度改革や県の学級編成基準の見直しなど、特段の事由がある場合には計画の見直しの必要性を検討いたします。

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
3 3 2 小・中学校の将来推計	P 5 旧市 or 周辺地域よりも、旧四町（総合支所）の学校に関して、特に関心を持つほほしい。		総合支所管内には小規模化が著しい学校が比較的多くあり、優先的に適正化に取り組むべき学校があると考えています。
4 P 7 III 適正化の基本的な考え方		適正規模の教育的観点による科学的根拠（または経験則の根拠）が示されていない。世界の先進国水準と比しても1学級35人は多いのではないか。	本計画における1学級あたりの児童生徒数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律及び山口県の定める基準による学級編成基準等に基づいて35人と設定し、学級数試算を行っています。また、学校教育法施行規則及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令から、1学校あたりの適正な学級数を12～24学級と設定しています。
5 P 7～8 III 適正化の基本的な考え方		規模・配置の基準は、いづれも関係法令に則っているが、いざれも昭和33年代という60年前の基準が疑問。（古すぎる）	約60年ぶりに改定された平成27年1月文科省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、現行の関係法令に則った基準とされており、今後、準拠する法律や基準の変更があり、その変更が計画内の規模・配置の基準等に影響を及ぼす場合には、計画の見直しの必要性を検討いたします。
6 P 9～12 IV 適正化の具体的方策		方策を述べる前に、第1期・第2期に実施した際の課題や問題点、その検証を記載してほしい。	1期計画の「統合パターン」や2期計画の「統合モデル」に沿った学校統合を進めていた際には、地域ごとに様々な課題や問題点を含んでいることから、個々の状況に応じた対応を行ってきたところです。 本計画は、適正規模・適正配置の基本的な考え方や方策を示す計画であることから、個々の課題や問題点などにつきましては、引き続き地域の状況に応じた対応を行っていきたいと考えております。
7 P 12、全体		小学校同士、中学校同士の統合モデルのところにも、小中一貫教育の説明がなされていたことに疑問を感じた。	第3期計画において、適正化の手法としてより積極的に取り組む部分が、小中一貫教育の推進です。これまで全市

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
8	P12、全体	<p>小中一貫教育の施設一体型か、分離型か等、もつと先進事例を見て、評価、課題をはつきりさせたうえでモデルを作らなければならぬのではないか。今のままでは数字だけを見てつくった計画だと、の評価がなされて当然だと思う。</p>	<p>的に行っていた小中連携教育をさらに深めて推進するものとして、可能な限り各校で取組を進めたいと考えています。その中で、規模や距離の問題等で、小中一貫教育校として、すぐには取り組めない学校もあります。本市では未だ実際の小中一貫教育校はできていませんが、先進事例を研究し、各学校の状況を踏まえ、小中一貫教育の推進に取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>説明会実施の広報の工夫は必要であり、ご意見を踏まえ、意見交換会実施等における今後の検討課題としたいと考えます。</p>
9	モデル②関係 P10、11	<p>保護者に対しての周知をもつと学校と連携してやっていくべきではないか。</p> <p>保護者の参加者が少なすぎる地域もあり、学校でプリントをもらつてから時間がたつて忘れていた方もいたようである。市内全域に同じ用紙を配るのではなく、対象の学校ごとの予定を配布するなり、たくさんの方の声を集めてよりよい計画にするための工夫がなされたべきだったのではないかと思う。</p>	<p>地元説明会では、モデルの学校位置の防災的観点など様々なご意見をいただきました。今後行う意見交換会にて、ご意見を含めた統合の必要性、学校位置などを検討していくこととなります。</p> <p>計画策定にあたつての地元説明会でしたので、そこで出た声がどのように計画に反映されたのか教えてほしい。</p> <p>先日の説明会で、関西小学校側から様々な意見を伺いましたが、第1期計画では桜山小学校の方が出した意見と同じです。関西側の気持ちも理解しています。</p> <p>学校は地域と共に長い歴史を持ち、地域の方々に愛され、親しみを持たれた学校です。統合することにより、桜山も関西も共に歴史と校名を失いますが、共に新たな歴史と希望のある未来を子供達と共に築いて行けることを願います。</p>

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
10	モデル④関係	<p>本村小学校もかなりの小規模校であるため、本村小学校区に住みながらも西山小学校に校区外申請して通学している児童も多いようです。児童生徒数の多い小中学校で過ごした自身の経験から、そのデメリットを感じ、小規模校には大きな期待を抱いております。本村小学校で1年生から6年生まで全員がお互いを知つており、先生や保護者とも濃密に関わる小学校生活を送ることができる、という環境に期待を抱いております。</p> <p>1番危惧していたのは、西山小学校と本村小学校の小学校のみが合併し、4年生や5年生の時点から西山小学校に通うようになることです。</p> <p>西山小学校の児童の大きな集団の中に、本村小学校の少ない児童が入ることで、本村小学校の生徒が疎外感を感じるのは、ということです。</p> <p>在学中に小学校が合併してしまうならば、1年生から校区外申請をして最初から西山小学校に入学しておいた方がよい、と考えていました。</p> <p>しかし、4km以内とは言いながら、本村小学校区から西山小学校とではかなり距離が離れていることから、悩んでいました。</p>	<p>学校統合については、保護者や地域の皆様に対しても十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきたながら進めてまいりたいと考えています。</p> <p>また、適正化前の児童生徒の交流・通学の安全確保などに留意しつつ、意見交換会において具体的にいたく意見を踏まえながら実現に向けて取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>今回の第3期計画（案）では、小中一貫教育で玄洋中学校への統合ということでした。それだと西山小学校の児童も本村小学校の児童も一齊に環境が代わるようになりますが、お互いに疎外感を感じることが無くなるのでは、と感じます。</p>

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
		<p>した。小中一貫教育の役割、目的、メリットにも深く共感し、市内いち早くその教育を受けられることに希望を持っております。</p> <p>そのことから、一刻も早い計画の実現を望んでおります。</p>	
11 モデル⑥関係 P 1 4 計画の見直し		<p>令和4年度の最新の人口データによる中間見直しの検討を含め、児童生徒数の将来推計に基づき、各校の児童・生徒数が減少していることを理由とした統合計画であると思うが、東部地区の住宅建設増加に伴い、王喜地区も自然増えが見込まれ、年齢統計をそのまま当てはめた推計では測れない部分もある。現状の吉田地区の児童数が少ないことが原因であれば、吉田小学校を王喜小学校へ統合するのが筋ではないか。</p>	<p>今後の人口変動の要因への対応としては、5年間（令和2年度～令和6年度）の計画期間の中間にあたる令和4年度には、そのときの最新人口データによる中間見直しの必要性を検討します。適正化モデルの検討においては、令和7年度推計で吉田小学校と木屋川中学校の2校が優先対象校に該当し、小規模化が進行している木屋川中学校区の適正化を進めていくため、3校でのモデルを示しています。</p>
12 モデル⑥関係 P 1 2		<p>学校が廃校するとなれば、王喜・吉田地区の活性化と発展に支障をきたし、住民の痛手は大きい。学校の存在は、教育のみでなく総合政策で取り組んでいただきたい</p>	<p>地域から見た学校は、防災、地域の交流の場など様々な機能を有しており、学校づくりがまちづくりと密接に関わっています。</p> <p>このため、学校統合は、保護者や地域住民に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域住民との相互理解のもとに進めてまいります。</p> <p>同時に、集団の中で、多様な考え方と触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するためには、一定の集団規模を確保することが重要と考えています。また、よりよい教育環境を実現することには、その地域の魅力を高めることにもなると考えています。</p>

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
13	モデル⑥関係 P13、17	地域に学校がなくなることは、地域の衰退につながることから、自治会にも十分な説明、理解を得たうえで、協議の場をもって行つてほしい。	<p>学校統合については、保護者や地域の皆様に対しても十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきながら進めてまいりたいと考えています。</p> <p>意見交換会において、地域の皆様からもご意見をいただくようになります。</p> <p>同時に、集団の中で、多様な考え方につれ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するためには、一定の集団規模を確保することが重要と考えています。また、よりよい教育環境を実現することは、その地域の魅力を高めることにもなると考えています。</p>
14	モデル⑥関係	現在の王喜小学校は遠地にあり近年児童が増えつつあると思うが遠地になると通学が不便となるため人口減少につながりかねない。	<p>学校は地域コミュニティの核としての側面もあり、ご意見のような地域衰退の懸念があることも承知しております。このため、学校統合については、保護者や地域の皆様との意見交換等を重ね、理解や協力をともに進めてまいりたいと考えています。</p> <p>同時に、集団の中で、多様な考え方につれ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえれば、よりよい教育環境を実現するためには、一定の集団規模を確保することが重要と考えています。また、よりよい教育環境を実現することは、その地域の魅力を高めることにもなると考えています。</p>
15	モデル⑥関係 P12	統合モデル⑥の学校位置（木屋川中学校）の場合、隣接する木屋川が氾濫危険度の高い河川で中学校が浸水区域	適正化実施における学校位置については、対象校の地理的状況や施設規模等と併せて、意見交換会でいただく保護

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
		内にあり、工業団地が近いことによる大型車の通過するエリアであり、人家が少なく地域の見守りや草刈り等の協力も難しい等から、学校位置として課題が大きい。	者や地域の皆様からの意見とともに、現在の木屋川中学校の防災対応を参考にしつつ、防災担当部局等の意見を伺いながら検討してまいります。児童生徒が安心して学校生活を送れるよう十分に配慮し、通学の安全に最大限配慮して検討してまいります。
16	モデル⑥関係	木屋川中学校は災害指定地域の為、そこに小学校をもつてくるのは危険すぎる。	意見交換会にていただく意見と、現在の木屋川中学校の防災対応や施設の現況を踏まえ、防災関係部局の意見を伺いながら、児童生徒の安全な学校生活に配慮して進めてまいりたいと考えています。
17	モデル⑥関係	木屋川中学校附近は広域に亘り洪水発生時の浸水範囲である事から低学年は危険と思われる。	各校の小規模化の状況と地理的状況及び小中一貫教育の推進の観点等から、モデル⑥の適正化を示しています。適正化の実施においては、意見交換会を開催し、統合の必要性等についても保護者や地域の皆様から意見をいただきたいと考えています。また、小中一貫教育の推進においては、児童生徒数や施設の状況により、施設一体型や施設分離型を検討することとなりますが、本モデルに関しては、より効果の高い施設一体型を示しています。
18	モデル⑥関係 P 1 2	統合モデル⑥では、吉田小学校と木屋川中学校の小規模化が著しいため、王喜小学校を含めた3校による適正化として小中一貫教育の推進としているが、実際に各校がどのようになってほしいと考えているかが不明である。また、小中一貫教育の具体的取り組みとして、小中学校の教員が互いに指導方法を理解して指導改善に取り組むことだが、校舎が別々でも可能ではないか。	木屋川中学校に校舎を統一しなくとも、王喜小学校・吉田小学校と木屋川中学校の連携を強化すれば、小中一貫教育は十分可能だと思われる。各小学校が利用されなくなつた場合、跡地の所有者は誰になり維持管理の経費は誰が負担するのか。取り壊すにしても費用がかかる。
19	モデル⑥関係 P 1 7		小中一貫教育では、これまでの小中連携教育をより深化して取り組むものと考えています。より効果的な小中一貫教育を進めるためには、学校施設の一体型が望ましいと考え、木屋川中学校における施設一体型の小中一貫教育をモデルとして示しています。 学校跡地の活用については、行政需要、民間活用、地域の方の利用等を含め、保護者や地域の皆様からご意見をいただきながら、施設や地域の状況に応じた利用や処分を関係部局とも連携していくこととしております。跡

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
20	モデル⑥関係 P13	地元説明会で配付された小中一貫教育の中で、☆：必ず実践する事項 ★：中学校区の実態に応じて実践する事項とあつたが、この取り組みについて、木屋川中学校区においては、中学校・小学校のキャンパスは違えどもすべての項目において実践がなされている。	地にについては、売却等で所有権が移転するまでは市の所有で、維持管理についても市が行うこととなります。小中一貫教育では、これまでの小中連携教育をより深化して取り組むものと考えています。より効果的な小中一貫教育を進めるためには、学校施設の一体型が望ましいと考えています。児童生徒数や施設の状況等を踏まえ、施設一体型が可能な場合は、施設一体型として小中一貫教育を推進していくこととしています。
21	モデル⑥関係 P13	保護者や地域住民の理解や協力のもとに進めますとありますのでこれを特に厳守してください。	学校統合については、保護者や地域の皆様に対しても、十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきながら進めてまいりたいと考えています。
22	モデル⑥関係 P13、17	計画には保護者や地域住民との理解と協力をもとに進めいくとありますので、計画にある通り保護者や地域住民と協議の場をもって進めていっていただきたい。	学校統合については、保護者や地域の皆様に対しても、十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきながら進めてまいりたいと考えています。  過去の例では、統合に関する協議を進める中で、保護者や地域の皆様とで統合に必要な具体的な内容を協議する組織を立ち上げ、「学校統合にあたっての配慮事項の要望」や「学校統合を必要とする旨を確認したこと」を示した書面を作成し、市長・教育長あてに提出いただいておりました。統合合意の判断としては、これと同様の書面を作成いただいた段階を想定しています。
		理解と協力をもとに進めていくとありますが、何をもつて理解と協力を得られたか、具体的な判断基準があれば示していただきたい。	第2期計画において統合の実施手順が詳しく書いてありますましたが、第3期計画には書かれていらないのはなぜか、

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
23	モデル⑥関係	王喜小学校の近くに近いという事で家を建てた人もいます。王喜小学校は残して欲しいと思います。	とはせず、柔軟性を持たせ、統合が円滑に進むように、また、どのような体制が望ましいかも含め、保護者や地域の皆様からご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えています。
24	モデル⑥関係 P13、17	少子高齢化が進んでいる今日、統合、合併はある程度理解できますが、一方子供を育てている親は、保育所、保育園、小学校と近くにありとても環境のよい所と考えて新しい家を建て移住する事を決められた多くの方、そして今このような提案がされたのではと困惑されているのが現状だと思います。どうぞ説明会を何度も開き、地域の方々の意見を聞きよく話し合いをしていただきたいと思います。	意見交換会において、学校統合の必要性、施設の状況、地理的状況を踏まえたご意見を保護者や地域の皆様からいただきながら進めてまいりたいと考えています。
25	モデル⑥関係 P13、17	最も安全な通学方法の検討があるが、小学生の場合は通学距離4km以上の場合のみ、バスやタクシーの運用を考えるのではなく、交通安全面、防犯面やイノシシや猿の被害など各地域で抱える問題があるので、地域住民等の意見を取り入れたうえで、運用を検討していただきたい。	通学の安全を確保するため、実際の通学経路や防犯面など、具体的な意見をいただきながら検討していきたいと考えています。バスやタクシーの導入については、距離・通学時間の基準がありますので、それらを基に検討します。導入を決定したときの乗り合いの場所やルート等の具体的な設定においても、皆様からご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えています。
26	モデル⑥関係 P17	吉田小学校・王喜小学校・木屋川中学校を施設一体型の小中一貫校とした場合、通学距離が一番の問題となる。現在の王喜小学校区内でも串、笛ヶ瀬など王喜小学校までの通学すら小学生には困難な地域もあり、それが木屋川中学校までとなるとさらに通学距離が伸びてしまい、小学生では体力的に徒歩での通学は不可能と言える。スクールバス	通学路の安全確保は重要な課題であり、児童生徒が安全に通学できるように配慮してまいります。また、統合するにあたっての通学負担の増加は考慮すべく課題として、スクールバスの導入検討を含め、保護者や地域の皆様の意見をいただきながら検討を進めてまいります。

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
		が必須と思うが、その場合の手配や経費はどうに応されるのか。	また、通学路の安全確保においては、王喜草場地区より木屋川中学校まで、また吉田から木屋川中学校までは民家もないとめ人気がなく、小学生、特に低学年が通学するには保護者は不安である。せめて低学年の児童はスクールバスの利用が認められるようにするべきかと思われるが、手配は可能なのか。
27	モデル⑥関係 P17	吉田小学校の児童が統合となると、適切な通学の手段を講じることが必要となる。	各校の小規模化の状況と地理的状況及び小中一貫教育の推進の観点等から、モデル⑥の適正化を示しています。意見交換会を開催し、統合の必要性や学校位置等についても保護者や地域の皆様から意見をいたさきたいと考えています。 また、児童生徒の安全な通学方法を確保できるよう、保護者や地域の皆様の意見をいたさきながら進めてまいりたいと考えています。
28	モデル⑥関係	吉田小学校から無料のスクールバスを1台出して王喜小学校の校舎をそのまま使用するのがベスト。 木屋川中学校は河も近いし危険である。また、外灯も少なくて、人気（ひとき）もなく危ない。	統合後の児童生徒の通学の安全を確保するため、実際の通学経路や防犯面など、具体的な意見をいたさきながら検討してまいりたいと考えています。既存の公共交通機関の運行状況を踏まえ、スクールバスの運行の必要性も検討してまいります。
29	モデル⑥関係	仮に統合になった場合には、スクールバス運行が必要です。	木屋川中学校に統合された場合、通学の距離が長くなり、通学途中の人間も無く、防犯上からも、低学年は親の送迎が必要と思われるが、家庭によつては対応出来ない。
30	モデル⑥関係	廃校となる場合の跡地が廃墟となることが無いよう、地域が衰退することの無い活用例を具体的に示していただきな	行政需要、民間活用、地域の方の利用等を含め、学校跡地の活用は、保護者や地域の皆様からご意見をいただきな
31	モデル⑥関係 P13、17		

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
		きたい。	がら、他自治体の活用例等も研究・示しつつ考えていきます。
32	モデル⑥関係 P12	王喜小学校は現状で避難場所になっているが、統合後に廃校となつた場合、その後どうするつもりか。	学校跡地の活用については、行政需要、民間活用、地域の方の利用等を含め、保護者や地域の皆様からご意見をいただいて考えてまいりたいと考えています。災害避難場所の件は、防災担当部局の意見を伺い検討してまいりたいと考えています。
33	モデル⑥関係 P12	現状でも王喜小学校と吉田小学校の卒業生は木屋川中学生になること、吉田小学校の複式学級の負担、小学生が中学校校舎を使う不便などを考えると、1つの新しい校舎で進めることはできないか。	本市の学校統合においては、限られた財源の中で長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要があります。だから、原則としては既存校舎の活用を基本に検討したいと考えています。必要教室数や校舎の老朽化等の状況を踏まえ、保護者や地域の皆様の意見をいただきながら、必要な施設整備について検討してまいります。
34	モデル⑥関係 P12	中学校校舎に統合する際、ホワイトボードの高さ、トイレなど、中学生用となつておらず、小学生は使いにくい(使えない)ことが想定されるが、どう対応するのか伺いたい。	小学生が中学校校舎を使用することとなつた場合、設備の高さや大きさ等を小学生が使えるような仕様に改修する必要も生じますので、実際の使用計画や成長段階等を踏まえ、改修を行ってまいりたいと考えています。
35	モデル⑥関係 P15	木屋川中学校校舎の教室数は7と少なく、各学年1クラスでも最低9教室、特別支援学級を入れれば当然足りないが、新校舎を建てるなどの計画があるのか、聞かせてほしい。	統合後、木屋川中校舎の教室数が足りないので、建て替えは必要。そうなると予算が上がる。
			限られた財源の中で、長期的に適正な学校規模の確保を目指していく必要があります。原則は既存施設の活用を前提とし、教室数不足については、校舎の現状を踏まえ、改修・増設等を検討してまいりたいと考えています。

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
36	モデル⑦関係 P 1 2	<p>内日地区では、公共交通の便数が少なく、他のどの学校に通うことになると、適正配置基準の小学校4km以内、中学校6km以内という距離を超え、結局は保護者の送迎で負担が増える。内日を小中一貫校にする場合、小学校に学校を集約する理由として、給食のことも言われた。センター給食に移行していく中、自校給食は続けていいのか。地域が協力した自校給食を行えば特色ある学校としてアピールでき、児童生徒の増加が期待でき、児童生徒が増えれば子どもたちは、より切磋琢磨できる。地域と連携して行事を行うことによって、郷土を愛する若者を増やしたいと思うし、まちづくり協議会でも検討していきたい。ふるさとを愛する若者を育むことは、人口減少の1つの歯止めになると信じている。</p>	<p>適正化における児童生徒の通学の問題は、重要な課題と考えています。内日地区の適正化実施においては、在校生の通学に過度な負担増は発生しないと思われますが、検討委員会からの意見にもある「市内全域からの通学を可能にする」特色ある学校づくり、いわゆる小規模特認校制度を進める際には、検討しなければならない課題と考えております。</p> <p>また、地域性を生かした学校づくりを行っていく際にには、先進事例も十分に研究し、保護者や地域の皆様の意見をいただきながら、魅力ある学校となるよう取組を進めてまいりたいと考えています。</p>
37	モデル⑦関係 P 1 2、1 3、1 6 ほか	<p>内日地区の行事で、内日公民館・内日小・中学校を使用させていただいているが、もし中学校が廃校となれば地区行事が出来なくなる。内日公民館が老朽化の為、内日小学校か内日中学校に移転すると聞いた話を聞いたことがあるが、小中一貫教育校となった場合は公民館を移転する等して、地区行事等に利用出来るようにしてほしい。</p>	<p>学校跡地の利用については、保護者や地域の皆様の意見をいたただきながら進めています。</p> <p>また、公民館の移転につきましては、市で全局的に行っている公共施設マネジメントの観点での検討要素を含みますので、関係部局と連携しながら進めています。</p>
38	モデル⑩関係 P 1 2	<p>内日地区の現状は、宅地開発・企業誘致などは期待できず、少子高齢化に歯止めがかかるない状況で、たとえ小中一貫教育校になつたとしても、校区内の子どもの通学だけでは、児童・生徒数の確保は難しいと思われる。そこで、『小規模特認校制度』で、市内全域からの通学を認めて推奨していただきたい。過去に、内日中学校に数名の他校の生徒が通つて来られたが、卒業までに、ほぼ毎日学校に</p>	<p>本市では、特別な事情があり、教育的配慮等が必要な場合に指定校変更を承認し、指定校以外の学校にも通学できるようにしています。</p> <p>小規模特認校制度は、本市で未だ導入していないものでありますですが、従来の校区外通学運用との整理とともに、先進事例の研究や、校区内の保護者や地域の皆様の意見をいただきながら検討してまいりたいと考えています。</p>

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
		<p>通えるようになった等の保護者の方の声を聞いた。現在も数名の生徒が他校区から通っている。</p> <p>また、内日はコメどころもあり、生産から消費までの過程が一貫して学べる地域であるので、自校給食を残して、地産地消、食育に特色を持たせるといいのではないかと考える。農業を次の世代に継承していくことがこの地域の存続の要であり、そういう人材を育てていくことが地域の希望と考える。</p>	<p>また、地域性を生かした取組を進めるにあたりましては、保護者や地域の皆様のご協力が欠かせませんので、ご理解とご協力をいただき、教育委員会としても特色ある学校となるよう進めてまいりたいと考えています。</p>

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
39 モデル⑩関係 P 1 2	ことことができた。 『ちょうど良い田舎』で『心豊かに人と食を育てるまち』内日をよろしくお願ひいたします。	検討委員会の審議期間が短いこと、数字合わせの統合モデルに見えることなど、納得のいかない部分がある。室津小学校の児童数減少を理由とする統合であるのに、小中一貫教育によって誠意小学校に歩み寄りさせていると感じる。それにより校区が広がり通学の不安が出てくる。歩道の狭い箇所があつたり、雨天では冠水する箇所もあり、道路整備が必要である。	第1回検討委員会を令和元年12月に開催した後、コロナ禍の影響により、令和2年7月の第2回まで開催調整等を要しました。検討内容においては、検討委員により審議されたものであり、モデル⑩においては、室津小学校及び豊洋中学校の小規模化が進むことを課題とし、優先的に適正化を検討すべきという点と、併せて施設一体型の小中一貫教育の推進を検討する必要がある旨の意見をいただき、それを踏まえて教育委員会として望ましいモデルとして示しています。
40 モデル⑩関係 P 1 2	また、施設一体型小中一貫とする場合に、施設の増設という説明もあつたが、室津小学校から誠意小学校へスクールバスを出せばよいのではないか。	小中一貫についてもデメリットの方を強く感じます。小学校から中学校にスムーズに馴染めることができるけどあります。それが環境の変化に対応することも人生にとってとても大事なことだと思います。	ご意見のとおり、自ら環境変化を乗り越えることも、生き抜く力を身に付けることにつながると言えます。教育委員としては、中学校進学段階での不登校の増加やいじめの増加を課題と捉えています。現在の児童生徒を取り巻く社会の中に置かれ、進学における環境変化を和らげる意味で、小中一貫教育が有効と考えています。
41 モデル⑩関係 P 1 2	現在の児童生徒数から見た学校数、学校の維持費等を考えれば統合の必要性も理解できます。 しかし、モデル⑦にて小規模な内日小学校が残る計画であれば、モデル⑩の室津小学校も現状のままで良いのでは	小規模校の取組を検討していく上での前提として、小中一貫教育を効果的に推進していくことができるとしています。 そのためには、中学校区内での統一的な体制づくりが必	

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
		ないか。	要であると考えております。新しい学校が存続する状況で「小規模校の取組」として検討していくことは想定していません。
42	モデル⑪関係	黒井にあるが、黒井小学校ではなく、誠意小学校です。校名の「誠意」という言葉を校名に残して欲しいと思う。明治期、小学校を作るときに、皆が「誠意」という言葉がいいとして決めたそうである。	学校統合を進めていく手順として、新しい学校の校名を検討していく段階がありますので、そこにおいでは、保護者や地域の皆様からの意見を参考にして決定していくたいと考えています。
43	モデル⑪関係	歴史があり黒井住民に親しまれた名であり、教育的にも「誠意」という言葉に多く触れることは良く、「コトダマ」という話もある。	意見交換会にていただく意見と、現在の川棚小学校の防災対応や施設の現況を踏まえ、防災関係部局の意見を伺いながら、児童生徒の安全な学校生活に配慮して進めてまいりたいと考えています。
44	モデル⑪関係	川棚小学校の位置は、幹線道路から入り込む位置にあります。保護者が車を利用する場合、道幅が狭い、又、どの道を利用するかにもよりますが、道幅が狭くカーブが多い。もし、スクールバスに乗れなかつた時、公共交通機関の運行状況を踏まえ、具体的な意見をいただきながら検討してまいりたいと考えています。	川棚小近辺の道路はご意見のとおり道幅が狭い箇所があり、児童が通学する際の安全に支障がないよう配慮してまいります。スクールバスの運行につきましては、既存の公共交通機関の運行状況を踏まえ、具体的な意見をいただきながら検討してまいりたいと考えています。
45	P 1 3	モデル⑪の統合後の位置について、響高校を利用としてはどうか。理由としては、	意見交換会において、学校統合の必要性、施設の状況、地理的状況を踏まえたご意見を保護者や地域の皆様からいただきながら進めてまいりたいと考えています。ご提案は、山口県所管財産の管理状況・転用可否、及び高校設備の小学生仕様とする改修度合等も含めて確認・検討を要するものと考えます。

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
46	P 1 4	議会や計画説明会で教育委員会は、「学校統合は第2期計画同様に、合意に基づき実施する」と答えているため、「理解や協力をもとにすすめるものとします」を「合意に基づきすすめるものとします」に変更してください。	<p>学校統合については、保護者や地域の皆様に対しても十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきながら進めてまいりたいと考えています。</p> <p>第2期計画では、「統合検討協議会」にて統合意確認等を行った後に「統合準備協議会」を立ち上げることとしていました。</p> <p>第3期計画では、組織や協議の順序を前提条件とはせず、柔軟性を持たせ、統合が円滑に進むように、また、どのような体制が望ましいかも含め、保護者や地域の皆様からご意見をいただきながら進めていきたいと考えています。</p>
47	P 1 7	小中一貫教育の推進について、学校統合校のみ小中一貫校の対象となっているため、それ以外の学校と小中一貫教育で差が生じる。市全体の小中一貫教育の計画を示してほしい。	<p>学年ごとの学習進捗という点では、小中一貫教育の有無に差は現れないと考えています。</p> <p>ご意見のとおり、本市で行う小中連携教育及び小中一貫教育の具体的なグランドデザインは必要であると考えるため、策定に取り組んでまいります。</p>
48	P 1 7	適正化される児童・生徒にとって、大きな変化を身心的にあたえぬ配慮が必要で、VI留意事項 1 にある「適正化前」を「適正化前後」としてはどうか。	<p>第3期計画中のVI適正化における留意事項「1 適正化前の児童生徒の交流」及び「4 適正化後の支援体制等の充実」に記載のとおり、適正化前後の児童生徒の環境変化等へ配慮いたします。</p>
49	P 1 7	5 特別な支援を必要とする児童生徒への対応について、ざっくりすぎだと思う。もう少しでも付けしていただきたい。	<p>ご意見を踏まえ、修正いたします。(対応方法は、個々の状況により様々であるため、基本的な考え方のみの追記とさせていただきます。)</p>
50	P 2 2～2 7	6 学校跡地の有効活用の中で、保護者や学校運営協議会の代表者等から示された意見を参考とするとあるが、も	<p>政需要を踏まえた上で、保護者や学校運営協議会の代表者</p>

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
51	なし	適正化後の児童生徒数・学級数の表の中で、中学校7年、8年、9年という記載と中学校1年、2年、3年としいる箇所があります。それについて違いを説明して下さい。	等から示された意見を参考とし、施設や地域の状況に応じた利用や処分を関係部局と連携し検討」したいと考えています。地域の皆様の意見もいたいたい上での検討を想定していますので、いただく意見の中から「もっと多くの団体からの意見を」という方向になれば、可能な限り対応したいと考えています。
52	なし	コロナ禍の中で、少人数学級の推進が、政府関係機関や教育関係諸団体等で進められようとしている時、従前の規定のまま学校統合を進めるとする計画案をあえて今策定する必要があるのか。検討委員会への諮問はコロナ禍以前であり、計画案を凍結した上でコロナ禍を踏まえて再諮問されるべきではないか。そのことで、どのような不都合が発生するのか。	実際は、小中一貫教育校の運営の中で決定していくことになりますが、本計画の適正化モデルのシミュレーションにおいては、小中一貫教育校の形態が「施設分離型（具体的には吉見中学校区、豊田中学校区）」の場合には「1年、2年、3年」とし、「施設一体型」及び「隣接型」の場合には「7年、8年、9年」としています。
53	なし	計画案と異なる住民からの提案や意見への対応が「意見として聞いておく」として、まともに検討しようとしたときに「新校舎建設や移築を伴う提案」「学校存続を願う意味から小中高一貫校の提案」等は、教育委員会がその実現性和メリット/デメリットを調査した上で、その賛否は住民意思に委ねるべきではないか。2期計画の意見交換会における住民提案（例えば阿リでの2校提案）に対して「場を	学校統合については、保護者や地域の皆様に対して十分な説明を行うとともに、保護者や地域の皆様の理解や協力をいただきながら進めてまいりたいと考えています。 ア　過去の例では、統合に関する協議を進める中で、保護者や地域の皆様とで統合に必要な具体的な内容を協議する組織を立ち上げ、「学校統合にあたっての配慮事項の要望」

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
		<p>「くる」との議会答弁もあったが、なおざりであった。</p> <p>「意見交換会で方向性が確認されたら代表者と協議して統合する」との説明に関連して。</p>	<p>ア、方向性の確認はどのように、何処まですべきと考えているか？限られた参加人數のみの意見交換会で決めることが可能か？住民の最終意思決定は、住民投票等の住民総意確認が必要ではないか？意見交換会で住民総意の確認を求める意見が出された場合、如何に対応するか？</p> <p>イ、代表者はどのようにして選ぶのか？統合可否の住民意思決定後に選任するのかどうか？代表者は自らの意見で提案することができますか？</p> <p>ウ、代表者の費用弁償や、日当は支払われるのか？</p> <p>68</p>
54	なし		<p>や「学校統合を必要とする旨を確認したこと」を示した書面を作成し、市長・教育長あてに提出いただいておりました。統合意確認の判断としては、これと同様の書面を作成いたいた段階を想定しています。</p> <p>第2期計画では、「統合検討協議会」にて統合意確認等を行った後に「統合準備協議会」を立ち上げることとしていました。第3期計画では、組織や協議の順序を前提条件とはせず、柔軟性を持たせ、統合が円滑に進むように、また、どのような体制が望ましいかも含め、保護者や地域の皆様からご意見をいただきながら進めでまいりたいと考えています。</p> <p>イ 保護者の方の代表者としてはPTA会長や役員、地域の方の代表者は自治会長や学校運営協議会委員などが想定され、立ち上げる組織において代表者となるべき方を互選等で決定することを想定しています。</p> <p>ウ 日当や費用弁償については、市予算からの支出は想定していません。</p> <p>行政需要に基づき、その後跡地を活用する担当部局が意見交換会へ参加することは想定されます。民間活用、地域の方の利用等については、保護者や地域の皆様からご意見をいただいたうえで、必要に応じて担当部局から説明させていただくことも想定されます。</p>

番号	該当箇所	意見の要旨	意見に対する教育委員会の考え方
55 なし		<p>スクールバスの乗車可否の地域線引きの具体的方法は、ア、4km、6kmの距離で線引き イ、アを基本にして旧行政区境または自治会単位で線引き ウ、希望者全員を対象 エ、その他 のいずれか。</p>	<p>スクールバスの運行基準は、基準を超える場合に運行することとしています。小学生4km以内、中学生6km以内の距離基準及び1時間以内の時間基準があります。ただし、実際の通学の安全確保のために、様々な状況が想定され、実際にスクールバスを運行するにあたって、乗り合い場所やルートの検討とともに、保護者や地域の皆様の意見をいただきながら、児童生徒の通学における過度な負担増が無いよう進めまいりたいと考えています。</p>
56 なし		<p>パブリックコメントは無記名でも可とすべき。</p>	<p>無記名のご意見でも、一意見として承ります。</p>